

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第5号＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月19日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成21年3月19日 木曜日
開 会 午前10時8分
散 会 午後8時3分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 沖縄県看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第22号議案 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第23号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第24号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第33号議案 沖縄県離島医療組合理約の一部変更について
- 6 乙第38号議案 指定管理者の指定について（奥武山総合運動場）
- 7 請願第1号から第4号まで、陳情平成20年第35号、同第40号から同第43号まで、同第50号、同第53号、同第55号、同第57号、同第59号、同第63号、同第64号、同第66号、同第67号、同第72号、同第78号、同第79号、同第82号、同第90号、同第93号、同第99号、同第100号、同第105号、同第107号、同第110号、同第112号、同第117号、同第122号の2、同第124号、同第125号、同第134号、同第136号、同第137号、同第141号、同第142号、同第148号、同第149号、同第161号、同第162号、同第175号の2、同第184号、同第187号から同第189号まで、同第192号、同第195号、同第197号、同第199号、同第201号の2、陳情第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第9号、第12号、第13号、第16号、第22号、第23号、第26号、第32号から第34号まで、第40号、第41号、

第43号、第44号、第50号、第52号、第56号、第57号及び第60号から第65号まで

- 8 閉会中継続審査（調査）について
- 9 沿岸域における漂流・漂着ごみ対策に関する意見書の提出について（追加議題）
- 10 県立病院のあり方に関する決議の提出について（追加議題）
- 11 視察調査日程について

出席委員

委員長	赤嶺昇君
副委員長	西銘純恵さん
委員	桑江朝千夫君
委員	佐喜真淳君
委員	仲田弘毅君
委員	翁長政俊君
委員	仲村未央さん
委員	渡嘉敷喜代子さん
委員	上原章君
委員	比嘉京子さん
委員	奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	仲	村	守	和	君				
教	育	管	理	統	括	監	岩	井	健	一	君

県立学校教育課長	喜納眞正君
教育企画監	武内正幸君
義務教育課長	山中久司君
保健体育課長	諸見里明君
生涯学習振興課長	玉栄直君
文化課長	千木良芳範君
全国高校総体推進課長	大城勇君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第12号議案、乙第22号議案から乙第24号議案、乙第33号議案、乙第38号議案までの6件、請願4件、陳情78件及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第22号議案沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書53ページをお開きください。

乙第22号議案沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行により、教員免許更新制が導入されることに伴い、教員免許状の更新等の手続に関する新たな事務が生じることから、条例を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、第3条において、教育職員免許状の有効期間の更新、延長等に係る手数料の納付時期を定め、別表において、教員免許状の有効期間の更新、延長等の手数料の根拠及び額を定めるものであります。

新たに定める手数料としましては、教育職員免許状有効期間更新手数料教育職員免許状更新講習終了確認手数料等について、1件につき3300円、教育職員免許状有効期間延長手数料、教育職員免許状更新講習終了確認期限延期手数料について1件につき1700円としております。

なお、条例の施行期日は、平成21年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。
よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 2つの法律、教育職員免許法と教育公務員特例法の改正に基づく手数料の改定、新規ということですが、法律の改正の背景等について御説明いただきたいと思っております。

○仲村守和教育長 平成19年に国会において、改正教育職員免許法が成立したので、その趣旨に沿って免許更新制が導入され、それに係る手続等の準備の法律が整備されていると考えております。

○西銘純恵委員 この法律が制定されるときに、通常法律改正と違う、短期間でやったのではないかと当時はいろいろと関係者の皆さんからも指摘があったと思うのですが、どなたが内閣総理大臣で、そのときの背景ということでお尋ねしましたので、この2つの法律の改正だけでなく、ほかにも政治的、教育に関する部分であったと思うんです。その辺を深く説明をしていただきたいと思っております。

○仲村守和教育長 当時は安倍内閣だったと思いますが、その当時に教育基本法の改正を受けて、学校教育法の一部改正、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正—教育三法の改正がなされたと思っております。

○西銘純恵委員 教育基本法そのものの改定が大もとにあると思っておりますが、戦後日本教育のもとになった教育基本法というのが40年ぶりに改定されるとあったと思っておりますが、この内容について戦後教育の出発というのは、戦前の軍国教育の中でやはり国民が平和を希求して、そして憲法前文に定められた新しい基本的人権を尊重するなど憲法に沿って教育基本法もつくられたと思うんです

ね。この教育基本法と改正教育基本法の中身が、今度の教育三法との関連で、教育現場に具体的にどのような問題、教育のねらいが変更されてくるのではないかということが相当指摘されたものですから、その辺について教育長の考え、改正教育基本法も含めてどのように受けとめているのか。

○仲村守和教育長 戦後、教育基本法が設立されて、人格の陶冶を目的として、人間の尊厳、尊重の理念、改正教育基本法においてもその理念は引き継がれていると思っております。当時の社会情勢がかなり変わってきたということで、例えば家庭教育、幼稚園教育、大学、生涯学習の教育、地域との連携の教育、これまでこの教育基本法になかったものを新たに入れてきたということで、時代に見合った形の改正がなされたと考えております、私としてはそれによって学校現場に大きな影響、弊害があったとは認識しておりません。

○西銘純恵委員 安倍内閣のときにできたということで、これは戦後レジュームからの脱却ということで、戦後の日本の進め方に対して、戦前の日本の制度がよかったということ进行全面に打ち出された政治を行った時期なんですよ。教育再生会議で一内閣としては短命だったのですが、やはりそういう理念、政治姿勢で教育も含めて、政治の変更が行われた時期だと思っております。それで社会情勢が変わったから出てきたものだということに関しては、やはり教育再生会議という中身が通常は教育の関係者で教育問題を論議して、今は中央教育審議会ということでやっていますが、これについては財界や教育の名に値しない皆さんが中心になって決めてきたものであるということも、もう少し掘り下げて、単なる免許更新制ではないという立場で認識ももう少し深めたいと指摘したいと思っております。

具体的に、10年ごとに免許更新するとなるのですが、例えば国家資格がいろいろありますが、教員だけ10年ごとに更新する理由は何でしょうか。

○仲村守和教育長 やはり教育に携わる者としては、国民から信頼を得なければいけないということで、やはり教員というのは社会状況に応じて、その時々で必要な最新の知識、技能を習得していく必要があるという趣旨で導入がなされたと考えております。

○西銘純恵委員 最新の知識や教育基本法について習得するということであれば、研修を充実させていくということでもいいと思うんです。あえて免許更新制にもっていったら、講習を受けてそれで終了になるのか、それともどれだけの講

習を受けて、受けた後、教員は講習を受けたのでまた10年間頑張ってくださいということになるのですか、方法についてです。

○仲村守和教育長 講習は大学等で受けることになっておりまして、30時間の講習が義務づけられており、必修科目で12時間、選択科目18時間ということで、新しく入る方々はすぐに10年となりますが、35歳、45歳、55歳の方を次年度は対象に講習を受けていただくということで、その年になる2年前から講習に入らせていただくということで、2年間かけて30時間、30単位をとっていただくという仕組みになっております。

○西銘純恵委員 講習を受けて、新しい制度なりそういう知識を身につけるといふ講習は、もちろんほかにも研修がいろいろと行われているはずですから、これと違うところはどこですか。

○仲村守和教育長 やはり大学で講習を受けていますので、大学の先生方の新たな知識、技能、技術等も講習の中で学んでいけるという利点があると思っております。

○西銘純恵委員 講習を受けて、どちらが成績をつけるのですか。

○仲村守和教育長 講習を受けて、修了のテストがあると思います。そのテスト評価は大学ですということですよ。

○西銘純恵委員 評価した後、教育委員会としては全く免許更新制とは関係ないのですか。テストを受けた後に、評価を大学がやって、その後はどうなるのですか。評価をして本人に報告して終わりということでは済むのでしょうか。

○仲村守和教育長 評価されたのを個人が更新ができたと確認できたら、この先生方は県のほうに申請をして更新手続をします。そういう手数料を今回こういう形で幾らになりますということで提案しているわけです。

○西銘純恵委員 更新できないということもあり得るんですね。そして更新ができないという場合は、この10年間勤めてきた教師はどうなるのでしょうか。

○仲村守和教育長 予算特別委員会でも仲村委員にお答えしましたが、長い間

教員をなされた方ですので、これは更新できないと私は想定していません。正当な理由がある場合に、そのときに30時間とれなかった、2カ年かけますがとれなかったという状況のときは、教員免許状というのは失効していますので、教壇に立てないと思います。その方が公務員としての職を失うかどうかは、文部科学省でもまだはっきりしたマニュアルが出されていないんです。そのまま免許がなくなってから、公務員の首を切りましょうというものではなく、これは今後文部科学省から方策が出されてくると思います。

○西銘純恵委員 これは講習を受けられるかどうか、失効と言われましたので、単なる講習を受けられないという話で済むのですか。みんな頑張って受けることは受ける努力を当然にやる問題だと思っております。私が尋ねているのは、評価の中で教師は落第ですということも想定されたものではないですか。これからどこが評価するのかというのは大学側ですよ。教育長は皆さんは頑張ってきた教師だから落ちることはないだろう、更新されないことはないだろうというのは希望的観測であって、評価するところは全く別のところですから。講習の評価の内容についてもどういうものであるかもわからないですから、これは想定で言えるものではないと思います。更新ができなかった、評価の中で更新されないというときには県にも更新の申請が来ないわけですよ。更新されない方はどうなるのですか。

○仲村守和教育長 不合格の方がなぜ落ちたかということについては、大学からも教育委員会のほうに連絡が入って来るとのことですので、その理由等について正当な理由があったのかどうか、これは県の教育委員会が判断するものです、大学ではなくですね。例えば生徒指導等で時間におくれた、やむを得ない事情で生徒指導していて、30分、または1時間おくれていったとか、そういう状況もあるかもしれないわけです。そのときにこれが正当な理由かどうかというのを教育委員会として判断しなければいけないので、そして正当な理由があると判断したときは、この2年は延期ができるわけです。そのままの職についていて、1年間延長して、その翌年受けてもらうということもありますので、すぐに落ちたからといってどうなったかということではなく、我々としては大学側とも連携をしながら、どういう状況で更新ができなかったかということに正当な理由なのかどうかについては精査していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 教員免許は終身の免許、ほかの職種と同じだと思っておりますが、それにあえて10年ごとに不合格もあり得るといって制度を導入するとい

うことは、先生方が安心して教育に打ち込むことができない。10年ごとに不安にさらされる、テストを評価するのは別ですから。そういう状況をつくり出す制度だと思っんです。これは教員を評価するということ、研修するとおっしゃっているのですが、文部科学省の指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインは御存じですよ。評価をするとか、研修させる、資質を上げる、教員の力量を高めるなどいろんなシステムがある中で、あえて10年ごとに不合格があり得る、教員の資格を失うこともあるかもしれない、これを導入したというところに大問題があるということ。現場の先生方はもちろん自己負担ということですし、制度も急いでつくって、細かいところはこれからという状況の中で拙速だということ。あと沖縄県で導入して、具体的にどれだけの教員が今年度、全国ではどれぐらいで、沖縄県ではどれぐらいが受けることになるのか。そして離島の皆さんはどのような受け方をするのか。手数料は個人負担ですが、離島の教師や皆さんが受けるときに身分的なもの、学校での教職についている現業の方ですから、この皆さんの就労や教育現場との関係の説明をお願いします。

○山中久司義務教育課長 県内で平成21年度に受講予定の方は1240名と考えております。離島地区で受講予定の方は160名と考えております。全国については、現職教員が公立、私立すべてで110万名ほどいらっしゃるということですが、毎年約10万名が受講する見通しとなっております。

○西銘純恵委員 30時間講義を受けないといけないということですが、離島の方が160名いて、どちらに行ってこの講義を受けるのですか。そして期間的には2年間かけて受ければいいと言われましたが、通常は年に一、二回などという受け方はなかなかやらないと思いますが、実際に受けるに当たっての教師の負担、例えば5日間まとめて受けるときに、ほかの残された教育に関して、代替措置などがとられるのでしょうか。

○仲村守和教育長 期間は学校現場に影響を及ぼさないように長期の休業中、土曜日、日曜日や夜間など生徒への影響がないように受けてもらうということで。離島についても個人で受講しますので、個人が沖縄本島で受ける、あるいは本土の大学で受ける、通信教育、あるいはNHKのテレビを使って受ける、この選択は自由であります。離島に関しては琉球大学のほうが出張の講座を開くということで、ことしから実際に試行でやっています。では、試行の状況を御説明させます。

○山中久司義務教育課長 平成20年度に予備講習として、琉球大学が宮古地区で講習を実施しております。選択、必修を含め約600名ほどの方が受講しております。

○西銘純恵委員 宮古地区といいますと宮古圏域の離島も含めて、宮古地区で受けたということですか。

○山中久司義務教育課長 そうです。

○西銘純恵委員 いずれにしても、例えば集中的に受けるという場合は、宿泊はどうするか、出ていったあとの代がえ、土曜日、日曜日など支障がないようにと言われたのですが、受ける負担というのは手数料も自己負担、講義を受けるのも自己負担となるんですね。

○仲村守和教育長 はい、そうございまして、宿泊料等も離島から沖縄本島に来て受けるということは旅費等含めて個人負担ということです。

○西銘純恵委員 ただでさえ一つの学校単位でもクラスが減って教師が少ない中で、学年全体の運営がなかなか少ない教職員の中に、仕事が多忙化する中で、さらに負担をかけるものになると思います。私は研修や必要なものについては精選をして受けてもらうというのは当然にあると思いますが、これは明らかに教員に対して強制力を持った、そして職を失すかもしれないという精神的なストレス、プレッシャーを与えるような制度だと思うんですね。これをそのまま実施するということに対しては、とても問題があると思っております。何よりも最初に指摘した教育基本法の改悪ということがやられて、それに連動して沖縄県の歴史教育の問題も検定意見がついて変えられていくとかという一連の動きを見たときに、もっと平和教育を進めていく、再び戦争をしないという、戦後国民が歩んできた平和のうちに生きられるという世の中を継続できるのかと危惧するものですから、これも教育三法、教育基本法を含めて、戦前の侵略戦争が教育でなされてきたと考えた場合、教育をもっと見つめて、これについてはきちんと中止を求める内容をとるべきだと思います。最後に御意見を聞きたいと思います。

○仲村守和教育長 この免許更新制については、全国都道府県教育長協議会の

中でも文部科学省と議論したもので、特に北海道などの遠隔地があるところが非常に懸念をしたものですが、しかしながらこれについては先生方が、時々必要に応じて知識、技能を習得するという趣旨でもって、免許更新制を導入していくという文部科学省の説明も受けて、国会で法律として走っているものです。我々としては改善できるもの、例えば予算的なものなど先生方の負担等について、全国都道府県教育長協議会としても文部科学省のほうに申し入れをしております。かなり全国都道府県教育長協議会としても、それについては話し合いをして、今後改善できるものはやってほしいということを申し入れしております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今回の受講の対象職員は1240名ですが、年齢的に35歳、45歳、55歳という年齢の方が対象になるとお聞きしましたが、それでよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 はい、そういうことです。

○奥平一夫委員 その年齢の対象人数はわかりますか。

○山中久司義務教育課長 講習別での年代ごとですが、小学校の35歳の対象の方が161名、45歳対象が163名、55歳対象が140名、中学校が35歳対象が120名、45歳対象が97名、55歳対象が57名、高等学校、県立特別支援学校も含めて35歳対象が234名、45歳対象が128名、55歳対象が88名となっております。

○奥平一夫委員 収入の推計はどれぐらいでしょうか。

○山中久司義務教育課長 手数料の収入額は、平成21年度で対象者1240名いらっしゃるわけですが、95%の方が平成21年度に更新すると考えておよそ389万円と考えております。

○奥平一夫委員 国庫の歳入となるのか、どういう扱いになりますか。

○山中久司義務教育課長 証紙収入ですので、県の手数料収入になり、特定財

源になります。

○奥平一夫委員 中身をお聞かせください。再交付手数料の項目の中で、第2条第3項、第2条第4項、第5項について説明いただけますか。それと第5項の免除手数料となっておりますが、どういう方が免除の対象になるのか、何名想定しているかお伺いします。

○山中久司義務教育課長 手数料条例の第3条に新たに有効期間の更新、もしくは延長を受ける際は確認、延期もしくは認定を受ける、今回の更新講習の手数料の徴収に係る納付の文が挿入されております。別表の第2条関係で、従来の免許を授与していた手数料についての表につけ加えて、表の部分でいいますと上から6番目からが免許有効期間更新手数料となっております。議案書54ページになります。別表の説明をいたしますが、最初の有効期間更新手数料、有効期間延長手数料というのが最初にあります。これについては、平成21年4月1日以降にこれから免許を取る方、この方の免許状のことを新免許状といたしますが、4月1日以降に免許状を取られる方の免許状については、10年間の有効期限が付されます。平成21年3月31日以前に免許状を取られた方の免許状は旧免許状です。旧免許状については、有効期限はございません。今、1番目と2番目の表については、新免許状、これから免許状を取る方について10年後の有効期限が切れるときの手数料3300円と延長手数料を決めたものです。その下の表は、更新講習修了確認手数料と更新講習延期手数料、免除手数料がございしますが、これは旧免許状、つまり平成21年3月31日以前に取られた方の免許状は有効期限がございませんので、先ほど教育長が説明いたしました35歳、45歳、55歳の方々が講習を受けなければなりません。講習を受けて、講習の修了証を大学が出しますので、その修了証を県教育委員会のほうに提出していただいて、その修了確認をするときの手数料です。

免許状の免除対象者としては、校長、教頭、指導主事等を想定しておりますが、現時点で約100名が免除の対象になるのではないかと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 この制度が設けられた背景についてどうなのかということに対して、仲村教育長はとてもすばらしい答弁をなさっております。教育にかかわる者は社会状況に応じて知識を深めていかなければいけないとおっしゃ

っておりましたが、本当の背景というのは、安倍内閣の美しい国をつくるということで、不適切な教師をふるいにかけて、落としていこうというのが本当のねらいではないかという思いがするんですね。先ほど教育長は教育基本法の理念に合った、それを引き継がれて時代に合ったものであるという認識ですが、本当にこの制度は大急ぎでつくられたもので、安倍内閣は本当に短い内閣の時代に、教育三法などの法律を変えていったということがすごく恐ろしい状況の中でこれできたなという思いがするんですね。そのことについて、すばらしい教育長であれば、その理念を通していくかもしれないけれども、その人によって違ったやり方があるのではないかということでもとて危惧するわけです。先ほど不合格になった人がどうするのかということで、大学から教育委員会のほうに報告があると。それについて正当な理由があるのかどうかの判断は教育委員会がやるということですが、それについても本当に適切な判断ができるのかどうか危惧されるわけですね。その件について、もう一度お聞きしたいのですが、本当に教育委員会で適切な判断がゆだねられてやっていけるのかどうか。

○仲村守和教育長 これは、やらなければいけないと法律で規定されています。教育委員会としては実際に正当な理由があるかどうかについても教育委員会で判断をなささいという条文が入っていると思うので、我々としては適正にやっていきたいと思っております。これは教育職員免許法施行規則で第61条の5の中の第7項で「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。」ということで、やむを得ない事由や正当な理由について、免許管理者というのは県の教育委員会なので、そういう判断をなささいということが1項入っているの、我々としては大学と協議をしながら正当かどうか判断していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 教育職員免許法施行規則の第61条でそれが設けられているが、判断するのはそこにかかわっている人なので、これが私は心配でその人によってどういう判断するかということでも決まってくるので。そして10年ごとの更新のたびごとに研修を受けさせるので、今でも研修制度というのはあります。今どういう種類の研修がありますか。

○仲村守和教育長 今、定年研修と職務研修がありますので。定年研修というのは初任研修、5年研修、10年研修でやっております。職務研修というのは教務主任研修や生徒指導や進路指導やそういう職務によつての研修があります。

免許更新に関しては10年研修とはっきり言うとバッティングしているわけです。しかし文部科学省に対しても我々としては10年研修とどうするのかと全国都道府県教育長協議会でも詰め寄ったわけです。その中で10年研修については今後配慮していくという回答を得て、それが後日5日間は10年研修は削減していくという案が出された状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 本当に研修だらけで、現場の教師は、またさらに多忙を重ねていくという状況にあるわけです。そして今年研修、5年研修、10年研修があって、10年研修については削除しておくということははっきりしていますか。

○仲村守和教育長 10年研修がなくなるというのではなくて、現行の20日間の研修で、この中の5日間は短縮していいですよと、要するに15日間にしていいですという回答が今来ているわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 私はこの免許更新制度で10年ごとの研修があるので、やはり今まで行われていた研修そのものを減らしていかなければ本当に大変な状況になるのかと思ったんですが、たったの5日間減らして、これまでの20日間だったものは15日間やるということになるわけですね。そしてそのほかにも校内研修やいろいろな研修がなされていますが、その件についてはこれまでどおり行うということでもいいですか。

○仲村守和教育長 校内研修等もその学校独自で行っておりますので、それについては学校の校長の判断によるものと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 それから更新延期の手数料などが今出ているんですが、この更新の延期期間の上限はどれぐらいでしょうか。不合格になった人たちは4年間は延長できると言っているんですが、それ以外の人たちでもいろいろな状況があつて受けられないとかあるんですが、その人たちは最高どれぐらい認められるんですか。

○仲村守和教育長 これは出産休暇に入る方や海外に行く人など、そういう方々について何年という期限はないです。これはそれだけの相当の時間を延長できるとなっているので、我々の延期という場合にはそういう正当な理由があるというときでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 平成19年6月に教員免許法が成立して今回施行するというところで、いろいろ委員の皆様から質疑がありました。教育三法が改正されて、国会の中でしっかりとやってきたものだと私どもは認識しております。先ほど教育長が成立に向けての背景を述べられましたが、今一度必要性も含めて背景というものが、どういうものがあってこう改正されてきたのかというのを御説明をお願いします。

○仲村守和教育長 やはり国民から信頼されないといけないということの中で、時代の変化のスピードが非常に速いという状況の中で、すべての教員にその時々において新たな情報や技術、技能を習得してもらいたいという趣旨でこの免許更新制度が導入されたと思っております。

○佐喜真淳委員 確かに時代に沿うような形で、教育現場をしっかりと向上していくような形だと思うんです。そこでもう一点、これから施行されて結果が出てくると思うんですが、この法律に基づいて免許の更新をするに当たって教育長とどういうことを期待していくのか、どういうことが期待されるのか説明をお願いします。

○仲村守和教育長 やはり35歳、45歳、55歳の方々が、それぞれ年齢に応じて研修を受けるので、大学等で新たな知識を習得するというところで、先生方が自信と誇りを持って教壇に立っていくということで、県民、国民からも信頼される教師としてやっていけると考えております。

○佐喜真淳委員 本当に国際的に日本の教育が落ちてきているので、やっぱりそういうところで教育の基本というか、原点を含めてこれから構築していかなければならないだろうと思っております。しっかりと頑張ってくださいようお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書55ページをお開きください。

乙第23号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成19年の学校教育法の一部改正により、これまで障害の種類と程度に応じた特殊教育を行うこととされていた盲学校、聾学校及び養護学校は一人一人の教育的ニーズに応じて特別支援教育を行う特別支援学校として法律上の位置づけが変更されました。

本県では、特別支援学校に付した固有の名称の変更時期について、学校が設置された地域の実情に応じ、学校施設の整備、特別支援学校編成整備計画等を踏まえて判断することといたしました。

本議案は、県が設置する特別支援学校のうち、複数の障害種に対応した特別支援学校としての施設面の整備、特別支援学校編成整備計画の実施が可能な学校13校の名称について特別支援学校を付した名称に改正するものであります。

また、高等学校7校の位置の表記については、市町村が定めた住居表示の方法とするための整理を行うものであります。

なお、条例の施行期日は、平成21年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回議案にある養護学校から、特別支援学校に名称が変わっ

た。現養護学校ですが、特別支援学校に変わることによって、それぞれの今回の名称変更の対象となった学校の実態がどのように変わっていくのか説明お願いいたします。

○仲村守和教育長 現在の特殊教育学校が、それぞれが将来的には複数障害に対応する特別支援学校に変わっていくということでの名称変更でございます。

○仲村未央委員 複数の障害に対応することができるようになるということですが、これはどういったニーズがあってこのような複数の障害を対象にする必要があるのかお尋ねいたします。

○仲村守和教育長 やはり特別支援教育の趣旨で障害を持った児童生徒一人一人のニーズに対応できるような学校をつくっていくという趣旨で、現在障害を持った子供たちというのは重度重複化しているので、そしてその子供たちが近い場所や通える場所に対応していくためにも、特別支援学校として複数の障害種に対応した学校が必要だという認識で進めているわけでございます。

○仲村未央委員 一人一人のニーズに対応できるというのは、今の養護学校ではできないということですか。

○仲村守和教育長 今の養護学校というのは、その単独の、一つの障害種に応じた特殊教育諸学校で、知的障害であれば知的障害、盲、聾、肢体不自由という形でなされているので、やはりそれが複数の障害に対応するような施設や職員の体制を進めていくためには特別支援学校という位置づけが必要と思っております。

○仲村未央委員 現状でも複数の障害を重複して持っていらっしゃるという児童、生徒というのは多くいらっしゃると思います。これが今の養護学校でもそれぞれのニーズに応じて対応されていると思うんですが、違うんですか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりです。重複の場合はどちらが重いかによって障害種の特別支援学校に行っていると思うので、非常に重複の子がふえているので単独の障害種で行っているというのも、かえって半分以下だと思っております。そういうことの認識は委員のおっしゃるとおりでございます。

○仲村未央委員 今の現状にも養護学校はそれぞれ重複している児童、生徒に対応できているということであれば、名前の変更によって実態は変えようがないというか、今も対応していると考えられるのではないかということです。今まで足りなかったことが具体的にあって、それが特別支援学校となることによってもっとよくなり、教育が充実するということなのか。私は今も十分にそれぞれの学校、現場によって重複の度合、いろんな重複に対応できるような現場になっているのではないかとお尋ねします。

○仲村守和教育長 今でも複数障害に対応していると思っておりますが、やはり施設面や教員の配置については不十分だと思っております。それで今回の法改正があったというのは複数の障害に対応するような特別支援学校をつくったときには、施設面や教職員の対応、カリキュラムなどをしっかり対応できるということで、我々としては法の趣旨にのっとり特別支援学校に移行していくということでございます。

○仲村未央委員 具体的に何がどう変わっていくというのがよく見えないんですが、今回この中で名称の変更の対象になっていない県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校、これは下線が引かれていないのでそのままということなんですが、これについてはどうでしょうか。

○仲村守和教育長 県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校については保護者、職員等と意見交換を行っているところでございますので、その中で我々として特別、併設を入れた普通障害の特別支援学校ということをついた名称にはしてございません。継続して話し合いをしているということでございます。

○仲村未央委員 ということは他の県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校は保護者と継続してお話し中ということで、ほかの学校については保護者等々の意見交換はなされて、既に理解を得たと受けとめていいのかお尋ねいたします。

○仲村守和教育長 ほかの13校については理解を得て進めているということでございます。

○仲村未央委員 それでは、沖縄県立盲学校、沖縄県立ろう学校、保護者職員の皆さん、今回我々も多くの陳情等もいただきながら御意見を伺っているところですが、皆さんは今保護者の皆さんと実際にこれまで会われてどういった意

見を聞かれているのか、感触を得ているのかお尋ねいたします。

○仲村守和教育長 これまでも継続して県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の職員、保護者と話し合いをしているのですが、我々としては安全性、専門性が担保できると確立することが前提ですので、以前は図面等を具体的に提示していなかったもので、それを図面に落として図面を提示して県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の職員、保護者と話し合いしている状況でございます。

○仲村未央委員 その図面を県立沖縄盲学校に提示したのは何月何日ですか。

○仲村守和教育長 保護者へは2月4日、職員へは2月17日ということでございます。

○仲村未央委員 今のは平成21年の2月4日、2月17日でよろしいですね。そう伺っていますが、2月4日以前に会われた保護者との皆さんとの接触というのは何月何日ですか。

○仲村守和教育長 平成20年12月22日というところです。

○仲村未央委員 平成20年12月22日のときには図面はお見せすることなくお話しされて、平成21年2月4日に出されたということになるかと思いますが、それぞれ平成20年12月22日にはどういった御意見を皆さんから伺って、皆さんにどういったことを伝えて平成21年2月4日の図面の提示になったのか、お願いします。

○武内正幸教育企画監 保護者の代表とお話ししまして、以前に平成20年2月に陳情を受けていますので、その話し合いを続けたいので、いろんな皆さん方の意見をお聞きしたいということで保護者との話し合いを始めております。県立沖縄盲学校については保護者代表、未来を考える会の3名の代表とお会いしております。平成21年2月4日は保護者全体に呼びかけていただきまして、図面を提示し、仮と見て結構ですと、そういう図面の中で不安を持っておられるかどうか、どの辺が気になるのか、そういう御意見を素直に聞かせていただきたいということで意見交換に当たっております。

○仲村未央委員 それで今お話を伺ってよくわかりました。今保護者の皆さん、

未来を考える会の皆さんというのは、平成20年2月に本委員会に陳情を出されて、これは私がここに委員として入る以前のことですので、全会一致で採択をされて、もちろん本会議でも意見書が可決されている。その後、意見書の趣旨としては十分に関係者、保護者の皆さんと意見交換をして合意を得てくださいという趣旨のものを県議会が可決したという認識なんです。それで、皆さんはそれから約1年近くたって12月に会われて、これからも話を継続しましょうと伝えて、さらに1年後の平成21年2月4日に図面が出てきたことによって、結局は何らそれまでの具体的な意見交換、どういったことが言いたいことなのかお互いによく話し合われないままいきなり図面を見せられたという印象を強く持っていらっしゃるんです。そういった印象を与えてしまっていると思いますし、いきなり図面ではないでしょうということが、さらに不安を増幅させていると考えるんですが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 我々としては、やはり特別支援教育の理念については堅持しており、それに基づいて特別支援教育の編成整備計画を進めているわけでございますので。去年の採択された当時は図面や具体的なことを提示できなくて、これについて専門性と安全性はどうなりますかと話し合いをなされたんですが、それについては今後話し合いを続けますと話をしたんですが、やはり我々としては実際に専門的な方が図面に落として、施設課の中で実際の校舎配置をしたり図面を正式につくって、それを具体的に提示したということで、この図面でもって安全性や専門性の維持が確保できますかということで提案したということで。この間1年になりましたのはそういう図面の作成などで我々としては技術的なものも含めて庁内で議論していった最終的にある図面を提示したということです。

○仲村未央委員 今の教育長の答弁を信じたいと思います。やはり、それは図面を見せたことが最後の通告みたいな形ではなくて、むしろ話の議論の最初にしか至っていないという理解をしますが、図面の提示をしたときのあちらからの意見を具体的に専門性・安全性が確保できるものでしたか。それとも、それでは納得できないということでしょうか。

○武内正幸教育企画監 保護者の中にはかたくなに入口論で離れる方がいらっしゃいました。それから、こういう場合はどうなりますかといういろんな事例を出す方もいらっしゃいました。ですから、こちらとしてもできるだけ多くの保護者の皆さんの御意見をあらゆる角度から聞きたいということでお話しさせ

いただいておりますが、意見が上がらないものもありました。それは日常生活を見ていないので、具体的に切り込めないものもあるということでしたので、改めて保護者とは別に職員の考えも聞きましょうということで別の説明会を持って意見交換をしたわけです。現場が持つ不安、保護者が持つ不安をあらゆる面から拾おうというのが意見交換でございますので、そういうことで皆様をお願いしているところでございます。

○仲村未央委員　そこで具体的な共用スペースなども図面上はあるのでしょうか。図面がもしあれば我々委員にも提示いただきたいと思えますし、具体的な共用スペース等々があるのであれば、一番不安になっている部分として挙げていただけますか。

○武内正幸教育企画監　共用部分は図書室、保健室、体育館、水泳プール等がありますが、それはどういう構造がいいのか、どういう対応がいいのか具体的な検討はこれから進めていきます。例えば広さの問題や出入り口を別にするとかいろんな工夫も想定されるので。体育館に関してはさくの部屋が必要とすれば、それも検討するなどあらゆる角度から不安を払拭するような検討を進める必要があると理解しています。ですから設計上には図書室、保健室、体育館、水泳プールは大体一つであるというのは設計上やっていくので、その辺の共用スペースはある程度定めておき、それについて議論していくということでございます。

○仲村未央委員　共有部分を聞いただけでも、素人からしても盲学校と知的特別支援教育の中での教育のイメージは全然違うのではないかというのは明らかだと思います。県立沖縄盲学校の方々の話を聞けば近くに頼れないという部分では、音こそすべてということで、非常に配慮、静かな空間の中での聞き分けが情報のすべてになるので、そこはとても大事な部分で、逆に知的特別支援学校側からすると、時にはもっとダイナミックに音も活用しますし、体いっぱいを使って体も動かしながら、リズムも使いながらとなると両者が今言う図書室や体育館等々を共有するということは、そばにいて壁をつくるような感じがするんですがいかがでしょうか。

○武内正幸教育企画監　体育館等についての使用時間帯の工夫や、必ずしも同時に使うということではないと思うので、集団的な授業ではどうしても体育館が必要というのはありますが、時間帯の工夫と知的障害の部分別に校舎の棟を

分けようというのがございますので、知的障害の部門にはプレイルーム等を設けて体育館の重複等も少し工夫するということも想定でございまして、何らかの工夫で調整は十分うまくいくのではないかと考えております。

○仲村未央委員 そういった時間帯の使い分けとかも持ち込んであえて両者を一緒にするということのメリットは何なんでしょうか。つまり今重複するということは聴覚障害においても視覚障害においても。県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校それぞれ受け入れているのわけですよね。逆もしかりですが、そういうときに何で今あえて両者を一緒にしないといけないのかというところのメリットは、皆さんどう整理されているんですか。

○武内正幸教育企画監 教育長も先ほど申し上げましたが、特別支援教育の理念で子供たち一人一人の教育ニーズに応じて教育するという方針の提言があったということです。その中に複数障害の受け入れというのはどういう形態かといいますと、今委員のおっしゃるように現在の障害種別の養護学校の中では、重複学級など重複に応じて教育しています。しかし複数障害の受け入れというのは、学課の編成やカリキュラムから全部別個に分けますし、教職員も別個に配置しますので、子供たちに行き届いた教育がより強化されると、障害種に応じてやりますので。それから、これまでの視覚障害の子供たちにはそれだけの先生が張りついていますので、完全に学級編成、教員を分けての教育するので、非常に手厚い教育がなされてくると我々理解しています。

○仲村未央委員 どうしても今まで以上に専門性の部分で、両者が一緒になったから、これがもっと行き届いたものになるんだというのは、全然関係者の皆さんの感じている不安と余りにも乖離があると感じるんですが。特に専門性の部分からいくと、むしろ5年ごとの人事異動によって先生方の専門性も同じ特別支援学校といっても特別支援学校によってそれぞれ専門性が蓄積されてきている歴史があるので、盲学校では盲学校の、聾学校では聾学校の、知的特別支援学校では知的支援学校でのという中で、向こうの人事異動すらもっと長目にとってほしいと思うぐらいの専門性の蓄積ということに非常にこだわっているし、その蓄積があって初めて、例えば中学校までは盲学校に行きましたが、高等学校からは普通校に行く子だって出てきているので、その中で十分に手厚い環境があって点字もできるようになり、それが社会に出て、そのときにノーマライゼーション、社会的な自立を一つ一つ蓄積していく基礎になるのが、まさに今特別支援学校それぞれのプロフェッショナルだと思うんです。しかも、盲

学校や聾学校他の特別支援学校もそこにいる目の前の子供たちだけではなく、センター機能として前の子供たちから相談を受け付けたり、いろんな研修を通じていろんな情報交換をしたり、とにかく駆け込み寺的な場所にもなっているのです。従来よりも合わせることでむしろもっと強化されるのは違うんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○仲村守和教育長 我々としては専門性、安全性の維持ということで進めているんですが、知的障害を持った子供たちのニーズにこたえていくと。例えば地域において知的障害の子が遠くまで通学しなければいけない状況があるなどを解消するためにどうするかと。であれば、併設にすると。例えば盲学校の中に知的障害と併設していくと、近くに通うことができる。そういう通学の負担が解消できると。その中で安全性というときに、そういう子供たちの動線も別にしていくという子供たちの安全面を確保できるのであれば教師の配置や施設面においても、教室もすべて別々なので、その中においては安全性も確保できることになってくると地域の障害を持った子供たちのニーズにもこたえ得ると。そしてその中の専門性も確保でき、障害を持った種類に応じて持っている子供たちもお互いにコミュニケーションをとることで、お互いに励まし合うこともできることを含めて、我々としては併設校を進めているということでございます。

○仲村未央委員 今の過密の解消という教育長の中身ですが、実際に過密な状況にあって、遠くの地域で通えないという地域というのは主にどこの地域ですか。

○仲村守和教育長 沖縄本島中部地区、那覇地区です。知的障害の子が非常にふえている状況がございます。

○武内正幸教育企画監 今、沖縄本島中部地区においては、知的障害児童がかなり増加する傾向がございます。現在、県立美咲養護学校が設立時に245名で設立し、現在318名という状況まで膨れ上がっています。沖縄本島中部地区の範囲は宜野湾市、中城村以北の広範囲で318名となっております。そしてそれを沖縄市以南の宜野湾市、北中城村、北谷町、中城村から通っている子供たちが76名ほどいるわけです。沖縄本島中部地区の2カ所に教育施設が確保できれば、その子供たちは近場で教育を受けることができると考えておりました、できるだけ理解を得ながら進められればと考えております。

○仲村未央委員 議題との兼ね合いもありますので、ただいまの話だと圧倒的に那覇地区を中心に、また沖縄市以南に過密な状況があるとすれば、今のそれぞれの専門性を生かしながら、しかも損なうこと以上に大事なものは、むしろ学校をもっとつくることじゃないかという御意見が出ています。しかも皆さんの編成整備計画はすぐ特別支援学校同士の併設というよりは、むしろ各地域の学校の空き教室の活用などもテーマに挙がっているわけですね。そういった一つ一つの検討や新設も含めて検討できないかということの御意見がありますし、それで教育長はもし県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の方々もそうですが、それぞれの理解を得てほしいですし、もし得られないとしたら今回は下線が引かれていないということで、強引な進め方ではないと理解しますが、やはり理解が得られない限りこういった併設ということはしないと確認してよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 仲村委員がおっしゃるように新設ができればいいわけですが、ただ新設するだけの生徒数が必要なんです。新設だけの生徒数は足りないという状況もありますので、そして理念として特別支援教育は今までの障害種ごとにあった特殊学校がどの障害にも対応できるように、例えば宮古地域、八重山地域であれば全障害種に対応する特別支援学校になるわけですね。盲、聾を含めてですね。将来的にはその方向に進んでいくと思うんです。それでこの1つの障害しかできないという状況は、将来的になくなっていくだろうと思っておりますので。今おっしゃっている2校については特別支援学校というのは外しておりますが、これについてはやはりこれからの意見交換を進めてまいりたいと思っております。ただ、平成23年度まで高率補助等もございますので、校舎改築、新築等も含めて、そして我々の編成整備が平成23年までですので、平成23年度までには結論を出さないといけないと思っております。

○仲村未央委員 平成23年までということ、これは沖縄県に限らず、全国でもこういった提起が教育委員会を通じて出されているということで。情報をとりますとやはり鹿児島県など何県かで、盲学校についての併設はしない、白紙撤回ということで表明されたという県も幾つか出ているようですので、今、関係者の皆さんが懸念が払拭されない限り、それは平成23年がタイムリミットだからということで押し込むような見切り発車はぜひしないでほしいと強く要望を申し上げて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 特別支援学校の13校の名称を変更するというのですが、全県の現在の養護学校にどれだけの障害者が学んでいるのか。先ほど、障害児がふえていると言われましたが、今回の見通しを含めてお尋ねします。全県で何名か、障害の種類もお尋ねします。

○喜納真正県立学校教育課長 平成20年度で特別支援学校に在籍している生徒数は1833名です。県立沖縄盲学校が74名、県立沖縄ろう学校81名、養護学校の中で知的障害が1287名、それから肢体不自由が369名、病弱が31名－病院内訪問学級等々ですが、その訪問学級が病院内で18名、家庭訪問学級が23名です。

○西銘純恵委員 この子供たちの推移、この間知的障害はふえていると言われましたが、全体としては増加と見るのか、今後の学校建設との関係で重要な部分かと思いますが、その推測も含めてお願いします。

○喜納真正県立学校教育課長 この数年間の在籍数ですが、特別支援学校全体で平成16年では1716名、平成18年度が1758名、平成20年度が1833名ということで増加傾向でございます。知的障害については、具体的に数字が何名という集計がないのですが、学校ごとではあります。全体としては、増加傾向であるという状況です。

○西銘純恵委員 普通学校の中にも知的障害のクラスがありますし、そういう意味では教育がいろいろと変わってきているかと思いますが、10数年前までは普通学校に養護学校のほうから移動していった時期があると思います。養護学校の人数が減ってきたと。ところが今のこの間の経緯を聞くと、相当ふえる傾向にあるのかと思ひまして、これを見ましたらあと三、四年後にどれだけ増加になるのかということの予測をすることなしに、この特別支援学校をどう編成をするかとなると思います。沖縄本島中南部、大平養護学校も過密状態になっておりますし、そこは全体的に重複障害については、名称を変える13校といわれておりますが、実際はそこの計画、特別支援学校そのものの児童数の予測、そういうのを既に持っていらっしゃるのですか、建設計画などもあるのでしょうか。

○仲村守和教育長　そういうデータも持って、現在の特別支援学校に移行して、併設を、どの学校がどういう併設をしていくか、それは案として持っております。

○武内正幸教育企画監　現編成計画は平成14年度から平成23年度までの計画であり、その中では特別支援学校については7校を予定しておりますが、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校、養護学校については意見交換を交わす中で検討していくということになっておりますので、あと5校は平成23年度までに整備する予定になっております。それ以降の学校については、地域の教育的ニーズを判断しながら検討を進めさせていただくということです。

○西銘純恵委員　今の答弁でちょっとよくわからないのですが、実際は児童生徒数がふえていけば、学校規模そのものも適正な人数というのがあると思うんです。普通学校とは全く違うような人数というのがあると思いますので、今、増加の予測に応じて既存の学校を特別支援学校という名称に変更して、そこに重複の部分で入れていくという7校の答弁なのかと思っております、それは違うのではないのでしょうか。

○武内正幸教育企画監　7校と申しますのは、建物等の老朽化もあり、7校に限定したのは、有識者で構成した特別支援学校に関する懇話会の提言で、全県的な視点から北部地区、中部地区、那覇地区、南部地区の教育的ニーズを判断した上で、どこどこの学校の整備を急ぐ必要があるという見解をいただいて、その上で計画を策定したものです。

○西銘純恵委員　7校を改築予定にして、そこに増加分を入れる、施設規模で、ある意味では大きくしていくということを言っているのですか。

○武内正幸教育企画監　改築を機に若干大きくすることもございますし、現規模の改築ということも想定されます。あとで障害児童数の増減でわかると思いますが、知的障害は増加傾向にありまして、肢体不自由は横ばい傾向になっております。その他の障害についても横ばいではありますが、若干減少傾向があるということで、知的障害の教育的ニーズが非常に高いということを御理解いただければと思います。

○西銘純恵委員　私はこの障害の教育というのは、普通の学習をしていくのに

さらにこの生活も含めてもっと教育の専門性と言われたのですが、そのような専門性や質が求められるところだと思うんです。ですから人数がふえていく分を今ある施設の中でどう移動させて組み合わせをするかということでは解決できない問題を持っていると思いますし、そこに通われている児童、生徒が家庭との距離の問題も含めて、生活圏の問題もいろいろ考慮してしか、どの学校にということはないと思うんです。既存の学校施設をそのままということではいけない。やはり中部地区のほうにまだ足りないとか、南部地区のほうにもまだということであれば、そこは新たに確保していく、施設そのものをどこに見つけていくかということも視野に入れて検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げたように、現在、新設などというのは非常に困難な状況ですので。平成19年改正の特別支援教育の趣旨にのっとり、今ある学校が特殊学校がすべての障害種に対応するような学校に将来はなっていくと思っておりますが、やはり全部に対応するというのは、それだけの陣容、施設整備も必要ですので、今我々として北部地区であれば、肢体不自由の子がふえているという中で、肢体不自由の子供たちを名護養護学校と一緒に勉強させようとか、あるいは中部地区においては知的障害の子が顕著に多い、じゃあその子はどうするかと。那覇地区、南部地区においても、肢体不自由の子がずっと遠距離通学している、これを島尻養護学校に併設していくとか。そういう状況の中で、とりあえずは複数障害に対応ということでやっている状況ですが、将来的には理念としては、やはりその近くで通学の範囲内で本当に近い所で、子供たちが勉強できる、学習できるような環境づくりをやっていかないといけないと考えております。

○西銘純恵委員 私も教育の制度としては、やはり近くに通って勉学できるというのが当たり前だと思いますので、その方向に実際に教育を受けている当事者の声も上げているんだと思いますし、当たり前のことに向かって教育の現場、皆さんも努力していただきたいと思います。あと2つの県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校については併設ということの結論が出ていないので名称変更もないという答弁を受けたのですが、私どもが入る前の去年の議会で、父母の皆さんから要請があつて、議会でも県立沖縄盲学校も県立沖縄ろう学校も単独校でということを決議も上げて、単独校でやる以外には専門性、安全性を担保できない、確保できないという声が集約されたと思うんです。ですけれども、まだ図面を作成した段階ではこのようなものではなかったと。そして保護者の皆さ

んの説明会では、やはり図面を見たら、話をしていた父母の皆さんがねらった、県議会でも決議をしたような中身ではなかったということ、やはり話がうまく出なくて帰られた人もいたと。ある意味では保護者の皆さんは教育長が受けとめてないということに対する気持ちのあらわれが大きく出たのではないかと思うんです。この保護者の話し合いの評価をどのようにやっておりますか。話し合った結果、図面を見せて、どのように受けとめてきましたか。

○仲村守和教育長 専門性については、我々としては先ほども質疑がありましたが、5年間という任期に限定しておりませんで、柔軟に対応していくということで。その専門的になさる先生方の養成も必要だと思っております、次年度の教員採用において、特別支援学校枠をつくっております。これまでは枠はございませんでしたが、今後はそういう特別支援学校の教育を担うような先生方をやはり張りつけてやっていただくということで、専門性の向上に努めたいと思っております。安全性については、いろんな図面を提示し、話し合いをしている状況ですので、いろんな意見を聞いた中で我々としては客観的に見て安全性が確保できないという状況であれば、再三申し上げておりますように見直しもあり得るということで、その図面を出したから強引に図面どおりにやってくださいというスタンスではないと説明しておりますので、今後もそういう話し合いを続けてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 図面をつくるときに、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校もそのように進んでいるかと思いますが、実際は現場での学習の状況、今使われている校舎そのものもどうなのかという検証をしながらやると思います。図面をつくるに当たって、学校現場に何度足を運ばれましたか。

○仲村守和教育長 教育庁施設課のほうで図面に落としたわけですが、その学校へ出向いて、施設の状況などを見て図面をつくったという状況ですので、個々の中身について議論をしていってつくったというわけではなく、併設が可能かどうかということですので、そういう形の配置状況の図面を引いたと御理解いただきたいと思います。

○西銘純恵委員 私は特別にこの県立沖縄盲学校について教育的に併設ではできないと訴えている中身があると思っております。沖縄の盲学校、聾学校の歴史というのも必要に迫られて民間の方が開かれたと。だけれども知的障害の子供たちは普通学校の中にクラス、公教育の中にクラスができたのが先だと思う

んです。そういう意味では、盲と聾が本当に特別に手だてがいるような教育ではないかということの基本に据えるべきだと思うんです。ですから今の県立沖縄盲学校の問題については、陳情のほうでも議論ということになりますので、これでとどめておきますが、やはり教育を受けていく子供たちの最善の学校を、そして親が望む教育をどう実現していくかという立場でやっていただきたいと思います。もう一点確認したいのですが、先ほど専門性について教員の任期が5年間にこだわらないと言われました。現場でも子供との教育の関係でももつと残って頑張りたいという方もいるわけですね。実際にやっている教師の声を優先して、異動については弾力的にやっていただくということをもう一度確認したいと思います。

○仲村守和教育長 現在でも柔軟に対応していると認識しておりますので、やはり盲、聾の専門的に検証なさった先生がそこで頑張るという状況がありましたら、それは5年だから強制的に異動しますということには、今はやってないと思いますが、これは柔軟に対応していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 今のものと関連しているのですが、県立沖縄盲学校については私は本会議でも教育長のほうから専門性、安全性を確保すると。もしそれができなければ、見直すこともあり得るという話がありました。今の意見も聞く中で、県立沖縄盲学校については図面もつくって、ある程度の安全性等は確認できているのではないかと思います。説明会でも保護者の皆さんへの4階建てなどいろいろ説明があったそうですが、その辺についてこの図面を引いて教育長としてはこの安全性というのは確保できるのか、できないのか、その辺の方向性は出していないかと思いますが、どうでしょうか。

○仲村守和教育長 理念としては、我々は特別支援教育の理念で、やはり子供たち一人一人のニーズに応じた教育を進めていくという理念を持っておりまして。県立沖縄盲学校についての安全性の面で上原委員からございましたが、図面を引いて見ると、おっしゃるように4階建てしか図面ができなかったということで、今は4階建ての中で実際に目の不自由な子供たちが地震などの災害のときに避難ができるかなどの安全面が確保できるかということで、やはり私自身も懸念しておりますので、その安全性について懸念、疑念があればそのまま

踏み切ることはできませんので。今そういう計画については教育庁内で教育施策検討委員会がありまして、その中で検討して計画を練り上げていきますので、4階建てということでの安全性について懸念される状況、私自身も認識しておりますので、それについては差し戻しをしてもやぶさかではないと思っております。

○上原章委員 私たち文教厚生委員会も現場を見て、確かに県立沖縄盲学校については敷地もそんなに広くないという感じがしたんですね。ですから具体的に皆さんが検証をして、図面を引いて、本当に子供たちにとって最終的には厳しいなということが検証できれば、あくまでも子供たちのための取り組みだと思っておりますので、しっかりと明確な方向性を示していただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時23分再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書57ページをお開きください。

乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は児童生徒数の増減などにより、学校職員定数を変更する必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数について県立高等学校の4370人を

4351人に19人減、県立特別支援学校の1569人を1594人に25人増、県立中学校の11人を14人に3人増、市町村立小学校及び中学校の9284人を9174人に110人減、合計1万5234人を1万5133人に101人減に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は平成21年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 合計101名の減になるということですが、教職員の定数というのは、高等学校、中学校はそういう分け方と報告を受けたのですが、実際に沖縄全県としてはどのような状況になっているのでしょうか。例えば国のクラスの定数というには30人ということになっていて、それでやれば単純に言いますと各クラス40人以下ということで、その人数が出ているかと思いますが、実態としてはどのようなになっているのでしょうか。例えば、離島など子供の人数が少ないところがあると思います。実際の生徒数と教員の配置数についてお尋ねします。

○仲村守和教育長 定数は国の標準法といわれる公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律と、そして県単独の人数を合計したのが条例定数と言われておりますが、先ほどの内訳について、詳しく説明をさせたいと思います。

○山中久司義務教育課長 それでは内訳についてお答えいたします。平成21年度は児童、生徒の減少に伴い職員数の変動がございました。小中学校で申し上げますと、小学校で児童数が1043名の減、学級数で51学級の減、中学校が38名の減、学級数で9学級の減で、合計で小中学校、これは県立中学校も含めてですが1081名の減で60学級の減となっております。

○喜納真正県立学校教育課長 県立関係で高等学校ですが、学級数が5学級の

減、生徒数にして200名です。その減に伴う公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律の減です。さらに特別支援学校においては、生徒数が70名増の見込みであるということで、それに伴う学級数13学級の増、25名の増という内訳です。

○西銘純恵委員 高等学校は5学級減で200名ということですが、具体的にどこという特定をお願いします。

○喜納真正県立学校教育課長 増になった学校が3校あります。県立前原高等学校、県立美里高等学校、県立北中城高等学校はそれぞれ1学級の増です。それから減になった学校が、県立辺土名高等学校、県立与勝高等学校、県立コザ高等学校、県立那覇高等学校、県立宮古高等学校、県立南部商業高等学校、県立泊高等学校の午前、午後です。

○西銘純恵委員 私がクラス数と人数をお尋ねしたのは、実際に1つのクラスで県内高等学校の場合は学校数が少ないですから、義務教育のところで聞いたほうが良いと思うのですが、1クラスで県が単独で30人学級をやっていない、今言ったクラス編成の中で一番少ないところの人数をお尋ねしたいのですが。

○山中久司義務教育課長 現在、県内で一番少ない学級が竹富町立船浮小学校が2学級で2名となっております。

○西銘純恵委員 先ほど報告があったのは小中学校で定数を9174名にすると話されたのですが、報告を受けた竹富町の学校では2学級で2名ということであれば、1名の生徒に教師が1名ついている。プラスアルファの教師がついているということでしょうか。

○山中久司義務教育課長 訂正いたします。竹富町立船浮小学校は1学級で2名に訂正させてください。おっしゃるとおり、学級担任はクラス数に応じて配置されますので、学級担任は1名です。それ以外に校長先生それに教頭先生は配置されているか後から確認させてください。

○西銘純恵委員 私がお尋ねしているのでは、やはりこういう地域特性、国頭地区など学校規模が小さいところは当然にそこで生活圏があるので、その地域の学校しか行かないというのは当然ですから。ただ国の定めた学級編成そのも

のが地域の少ない人数に教師が何名行ったら、それが考慮されているのか。そして、都市部は児童、生徒が多いですから、都市部にその学級配置の教師の人数が、生徒の頭数で割り振りされたのであれば、定数が決められたのであれば、都市部にしわ寄せがいつているのではないかと。実際はどうなんでしょうか。

○山中久司義務教育課長 定数については公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律に基づき算定されているわけですが、例えば都市部の大規模校につきましては、学級担任とは別に専科指導等の教員が配置されるなど、学級規模に応じた教員の加配配置を行っているところです。小規模校については、複式解消、専科指導の教員などを配置しているところです。

○西銘純恵委員 そうしますと、定数の中の教師の数は先ほど言った加配も含まれているということよろしいですか。

○山中久司義務教育課長 そのとおりです。ただし、僻地等の小規模校の場合は非常勤職員で配置している場合もあります。

○西銘純恵委員 非常勤職員と言われましたがなぜですか。

○山中久司義務教育課長 僻地小規模校の複式解消、それから専科指導のケースは1人の先生を配置する実数がありませんので、その学校の規模に応じた実数で非常勤職員で対応しているところです。

○西銘純恵委員 加配の話からお尋ねしたいのですが、この定数の中で正規職員の加配職員として配置された人数が何名でしょうか。できたら、今の高等学校、特別支援学校、小中学校で最初に提案したものに沿って加配人数の説明をお願いします。

○喜納真正県立学校教育課長 県立関係からお答えします。高等学校においては、公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律の本則分以外の加配分が126名です。それから特別支援学校において加配分として13名です。

○山中久司義務教育課長 公立義務小学校、特別支援学校の小学部、中等部も含め本則以外に加配として配置されている人数が782名です。

○西銘純恵委員 本則以外ということは、1万5133名以外ということですか。含まれているのでしょうか。

○山中久司義務教育課長 その中に含まれております。

○西銘純恵委員 そうすると782人が合計ですよ。この皆さんは正規職員でしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 この職員は加配であるとか、この職員は本則定数の人であるというものが無いものですから、それぞれの学校ごとに定数が決まってくるものですから、その加配分が本務なのか、臨時的任用職員なのかは難しいです。

○西銘純恵委員 教員の労働環境、そして実際に教育に与える専門性をどう子供たちに生かしていくかで大事な部分だと思ひまして、それもわからないですということでは答弁にならないと思ひます。

○喜納真正県立学校教育課長 この学校に定数を配当する場合に、例えばこの学校へ本則定数が何名、加配が何名というようにつきます。そのときにこの方が加配の方である、それからこの方がそうでないというのがなく、トータルの中で学校全体としてその定数の中に本則定数の分と加配の分があるということです。この加配だから臨時的任用職員であるというのは難しいです。

○西銘純恵委員 加配は正規職員ですか。

○喜納真正県立学校教育課長 加配で正規職員の方もおりますし、臨時的任用職員もおります。

○西銘純恵委員 小中学校、特別支援学校も入れて782名の臨時的任用職員もいる、正規職員もいるということですが、実際に学校の中では1学年4クラスあれば、これは直近の資料ではないですが、10数年前に既に4名の学級があれば2人は臨時的任用職員、それも中学3年の担任を臨時的任用職員がやっているという実態があったんです。今の教育の現場はどうなっているだろう、教師の配置はどうなっているのだろうと思ひ、今、職員定数ということ

ですから、やはり教育は当たり前前に継続していく仕事だとみなせば、正規職員で充てているということを父母も私たちも思うわけです。この782名という皆さんに対して、どうなっているか、これが臨時的任用職員ということであれば、どうしてそうなのかというところもお尋ねしたいのですが。

○岩井健一教育管理統括監 定数というのは、組織目標である業務を公正にやっていくための人数、その枠を示しているだけであって、具体的に職員がそれが本務職員であるか、臨時的任用職員であるか、個々の組織によって違ってくるわけです。定数というのは、あくまでも個々の組織の効率的にやっていくための人数の枠組ととらえていただければよろしいかと思います。ですから、例えば定数であっても、現に配置されたけれども病気休職だったら、定数を除外しますという形で例えば臨時的任用職員が配置されたりする場合もあり得るわけです。定数というものと本務職員であるとか、臨時的任用職員であるかという職員の形態は必ずしもイコールではないというとらえ方をいただければよろしいかと思います。

○西銘純恵委員 この教職員について、実際に職務をさせていくときにはどこが責任を持つのですか。

○仲村守和教育長 当然に教育委員会です。

○西銘純恵委員 そうすると辞令交付などもするわけですね、どういう任務に当たってくれと。そうしたら枠組みであってと言われても、そこから外れるにしてもその上限が定数ということであって、それに近い教員の皆さんが少なくとも100%充てても実際には足りているかという部分があるかと思います。だからほとんど教職員については、定数を100%充当してしかるべきだと思うんです。だから枠がどうのと先ほど言われたことも、もし教師が不足したけれども、そのままにしているということになるのか、そうであれば問題ではないかと思います。今お尋ねしているのは、実際に教育現場に責任を負っている教育長としては、職員の皆さんがどのような状況にあるかというのは、各学校にはどういう皆さんが配置されたかわかりません、それは結構です。この数字の中で、全体として臨時的任用職員、正規職員は何名ですかと一番わかりやすい方法で私は聞いているつもりです。それもお答えできないというのはどういうことですか。給与形態も違うということですよ、手当も違うわけですよ。

○喜納真正県立学校教育課長 平成20年5月1日現在ですが、正式任用が3951名、それから欠員の補充が397名、トータルで4348名という数字です。これは高等学校と特別支援学校のトータルです。

○山中久司義務教育課長 それでは小中学校の本務教諭と臨時的任用職員の数をお答えします。小学校では本務教諭が4263名に対し、臨時的任用教諭が239名、それから中学校は本務教諭が2780名に対し、臨時的任用教諭が180名となっております。

○西銘純恵委員 少なくとも今の定数の中にいる皆さんであっても臨時的任用職員がいるということですよ。これは国の仕組みとしてそうなっているのですか。

○仲村守和教育長 我々としては本務を充てたいのですが、生徒の増減もあり、増になったり、減になったりする学校もありますし、あるいは高等学校においては少人数、習熟度などいろんな形の授業展開もありますし、それから退職者の勧奨退職が読めないという状況もありますので。そういうことと、また大きいのは、教員採用の枠を平準化していくということもございますので、ある程度の臨時的任用についての職員の枠はある程度必要ではないかということ、これは仕方なくというか、そうせざるを得なくて臨時的任用を配置しているという状況です。

○西銘純恵委員 定数ということで定められている中で、これだけ臨時的任用職員の方が、特に正式任用ということ、3951名と言われたのですが、この正式任用の皆さんは臨時的任用職員ということで見てもよろしいですか。

○喜納真正県立学校教育課長 正式任用ということですよ。

○西銘純恵委員 先ほど正式補充が3900名と言われてびっくりしたのですが、欠員補充の357名が臨時的任用職員ということ、いいわけですよ。それでも結構な人数の皆さんが、実際は私たちが見ていたら、1万5133名の教職員の定数を決めましょうと。だけれどもその中で合計しても700名を超えますよね、正規職員じゃない皆さんが。これは沖縄だけの特征なんですか。ほかの都道府県はどうなんですか。

○仲村守和教育長 全国的に臨時的任用を入れていますので、パーセンテージとしては、若干沖縄県が少し高いという状況です。九州平均が6.6%に対して、沖縄県が6.9%と若干高い状況にあります。

○西銘純恵委員 教育に必要な教職員ということでは、実際は学力が低くて大変だ、教育に力を入れないといけないというところがこのように臨時的任用職員が高くなっているということは、ここから改めないといけないのではないのでしょうか。この定数そのものも小学校1年生の30人学級、今年度から小学校2年生に30人学級ということでやりますよね。定数を少なくするのではなく、やはりその枠を従来の定数を確保した中で、具体的にクラス人数に応じて充てていくという考え方に立つべきではないかと思うのですが。毎年、定数条例を減らしている状況があると思うんです。これについて御意見を伺いたいです。

○仲村守和教育長 毎年、意図的に減らしているわけじゃないです。これは児童生徒数に沿って、40人学級で算定されて、その相応の人数が国から定数としてきますので、それに応じて我々としては定数配置をしていると。子供がどんどんふえてくる状況があれば、この条例定数もふえていくことになると思います。

○西銘純恵委員 あえてこの人数をさわることなく、実際にいらっしゃる教員が前年度にこれだけいたということであれば、新たな教育の施策に充てていくということで、この教師の皆さんを活用すべきだと思うのですが。

○仲村守和教育長 これは国の公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律で算定し、国から入ってくる定数なんです。県で全部持っているわけではなく、それについては法令にのっとって算定し、国からおりてくる定数教員の人数であるということで、毎年5月1日現在の児童、生徒数で算定をして、それで国から計算をしてのっとっておりてくる人数ですので、これは毎年提案をしていかないといけないと思っております。

○西銘純恵委員 国が決めた定数であれば、責任を持ってきちんとした教員配置を求めていくべきだと思います、800名近く臨時的任用で。それも長く勤めている方がいるわけですね、不安定なまま。これは考え方としては、どうで

しょうか。私は定数そのものは、正規職員で充てろというのは当然だと思うのですが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりです。その定数は正規の本務の職員で充てたいと思っておりますが、しかしながら、児童、生徒数の増減によって、この先生をこの学校から抜かないといけないという状況も出てくるとか、教育課程でどうしても動かさざるを得ないような状況が出てくるとか、いろんなことがありますので、それで各学校においては何名かそういう臨時的任用職員を置いて柔軟に対応できるようにやっているという状況で、本来ならば全員本務で、できるだけ我々としては臨時的任用職員を減らしていくという方向で取り組んでいると御理解いただきたいと思います。

○西銘純恵委員 必要な学級数があるから、それに応じた定数ですということであれば、どうして5月1日時点で人数を決めていくということをやって、そんなに大量に生徒数が移動するというのはないと思うんです。だから今の説明では納得できないんです。

○仲村守和教育長 極力頑張ってまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 定数の定義をお聞きしたいのですが。皆さんからいただいた資料を見ているのですが、この公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律定数の説明をいただけますか。つまり、これには本則定数、政令定数、充て指導主事は国庫からというのがありますが、これも説明してもらえますか。

○喜納真正県立学校教育課長 高等学校の公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律の概要を御説明いたします。高等学校は、生徒の収容定員、学級数が基礎数値となって算定されますが、それぞれ例えば2学級、4学級、5学級と学級に応じて係数と掛ける係数がございます、それからじき出されてくる教諭の数、養護教諭の数、それから校長、教頭の数が出てきます。基本的には高等学校の場合は、定員を基礎として標準法の中で式として出てくる数が公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律の

定数であるということです。

○奥平一夫委員 本則定数というのは何ですか。

○山中久司義務教育課長 公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員の標準に関する法律の中に純然たる学級数に応じて、2学級でしたら教諭が何名というのがあります。それが本則定数と考えればよろしいかと思えます。

○奥平一夫委員 その政令定数は、どういう意味ですか。

○喜納真正県立学校教育課長 政令定数は先ほど来ございます、加配というのがありますね。例えば初任者研修を実施するために、初任者研修の加配というのがあります。それから少人数学級のための加配がございます。研修等定数の加配がございます。研修に出ていかれる方々の補充ですね。そういうものが本則定数以外についてくるというのが政令定数と呼んでおります。

○奥平一夫委員 県立高等学校では、本則定数というのは何名なんですか。

○山中久司義務教育課長 小中学校の説明をさせていただきます。条例定数の内訳として、本則定数が8387名、加配、いわゆる政令定数が775名ということで。先ほど県立中学校を入れておりましたが、県立中学校を入れないで9174名となっております。高等学校と同じく本則定数のほうは、生徒数と学級数、それから学校に配置される校長、養護教諭、教職員－学校事務員等を含めた数でございます。それから政令定数というのは、学校課題に応じて配置される先生方で、例えば先ほど申しました指導法工夫改善ということで、本県であれば小学校3年生以上に配置しております少人数指導のための先生方、それから生徒指導上課題のある学校もしくは一定規模のある学校に配置されている生徒指導支援、通級の対応の先生方、長期研修に出る方々の加配などが含まれています。

○喜納真正県立学校教育課長 高等学校は本則定数が3995名、政令定数が126名です。

○奥平一夫委員 高等学校の場合は、本則定数と政令定数を加えた数が正式な定数ということではなく、そのほかに県単独で採用された職員もいて、それを入れた形で職員定数と理解してよろしいですか。

○仲村守和教育長 そのとおりです。

○奥平一夫委員 つまり県単独の定数は、県が持っているわけですよね。数も決まっているということで理解してよろしいですか、それとも毎年違うのですか。

○喜納真正県立学校教育課長 県単独につきまして、毎年数字の変更があります。

○奥平一夫委員 これはどういう理由で変わるのですか。

○喜納真正県立学校教育課長 主に現業職が定年退職された場合に、定数減というものが一つの理由になっております。

○奥平一夫委員 要するに、定数の考え方自体が今の議論していてもなかなかわかりにくいところがあるのですが、例えば本則定数と政令定数というのは、国からの配置と理解していいですか。

○仲村守和教育長 国庫の加配定数です。

○奥平一夫委員 きょうの定数条例の改正の提案ですが、これを見ると県立高等学校はマイナス19名、県立特別支援学校がプラス26名、それから小中学校が110名ということになって、トータルで101名の減ということですが、この中で30人学級をこれから数年かけて小学校で定着させるという中で、こういうマイナスの定数条例というのは影響がありませんか。

○仲村守和教育長 この定数条例の職員の人数は、現場の生徒数、学級数に応じて算定しているものですので。30人学級については国の加配定数、去年も604名いただきましたので、ことしもほぼ604名の加配定数がもらえますので、その加配定数を使って30人学級を導入していくということです。

○奥平一夫委員 それは今年度、小学校2年生、3年生ということで30人学級を拡大していくと教育長はおっしゃっていましたが、これで大丈夫なんですか。

○仲村守和教育長 来年度は小学校2年生まで、ことしは小学校1年生をやりましたので。当面は小学校1年生、2年生で実施したいということで。全国の状況あるいは教育効果も見ながら今後については検討していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 今年度から新たな職の配置ということで教育委員会は考えていらっしゃるのですが、新たな職の配置、管理職的なことですか、あるいはその方を配置するわけですから、職員の加配もさらに必要ではないかと思いますが、この辺の考えをお聞かせください。

○仲村守和教育長 県立高等学校については加配がなく、指導、主幹教諭等においても職員のリーダーとしての位置づけですので加配はございません。副校長については、現在の教頭を充てていきますので、これも加配はありません。ただし、小中学校においては、加配がつくということで6名の定数をもらっているという状況です。

○奥平一夫委員 主幹という職になるわけですね。

○仲村守和教育長 小中学校の主幹教諭ということで定数が入っていることです。

○奥平一夫委員 この6名の定数というのは、何校になりますか。

○山中久司義務教育課長 小中学校で主幹教諭を配置するのは、6校です。

○奥平一夫委員 学校名まではまだ決まっていますか。

○仲村守和教育長 選考中でございます。

○奥平一夫委員 今、6校ですが、来年、再来年は各校に配置していくという予定ですか。

○仲村守和教育長 いろんな状況、効果等を見ながら今後検討していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 高等学校についてお伺いするのですが、国から予算が出ないのでちょっと厳しいという話ですが、ただ県としては表明されていますよね。それについて今後どうしていくつもりでしょうか。

○仲村守和教育長 高等学校については、現在、教務主任や進路主任、生徒指導主任などがいますので、この方々を主幹教諭に充てて、そしてリーダー的な形で対外的な仕事もしていただくと考えております。

○奥平一夫委員 高等学校では、いつごろから配置していこうと考えておりますか。4月という話をマスコミで聞いたことがあるのですが。

○仲村守和教育長 4月から実施したいということで、今選考をやっている状況です。

○奥平一夫委員 新学期からやろうということですね、その主幹の方は。管理職が校長、副校長、主幹という形で管理職ばかりの体制になるような気がするのですが、実際にこの主幹を配置するという目的、ねらいは何でしょうか。

○仲村守和教育長 実際に私も現場で教頭もしておりましたが、とにかく教頭というのは全委員会にも出ていけないし、PTAとのかかわり、教頭の仕事も大変な状況でありまして。この主幹教諭を置くことで、例えば小学校であれば、対外的にPTAやいろんな団体からの問い合わせ等もみんな教頭一人がやって、あるいは担任に直接降りかかっているという状況がありますので、主幹教諭を置いて、責任を持ってもらって対外的な仕事に対しても主幹教諭が当たってもらうということで。管理職ではないのですが、学級担任あるいは教頭の手助けができる職種として主幹教諭を置いているということです。

○奥平一夫委員 この主幹教諭を配置する学校については、定数を変えていると、つまり主幹教諭一ある指導的な先生を主幹教諭として配置するわけですから、ぽっかり穴があくわけですから、そういう職員を動員するということは当然にあると思いますがどうですか。

○仲村守和教育長 新たにプラスしていくのではなく、現在やっている教務主任の先生、生徒指導の先生を主幹教諭に充てるということで責任をひとつ持つ

てもらおうということなんです。高等学校では新たにプラスではないということです。小中学校の場合には、加配になっていますので、ある程度軽減もできるかもしれませんが、高等学校においてはその主任の先生で主幹教諭をやってもらおうという状況です。

○奥平一夫委員 学校現場は、教育委員会の調査でもおわかりのように多忙化がすごく進んでいて、どう多忙化を防いでいくか、業務をどう減らしていくかということで、先生方も取り組みを始めている中で、主幹教諭の役割というのはむしろそういうところにも充てられるべきじゃないかということで、私は職員を増員が必要じゃないかと思ったりするのですが、その辺はいかがですか。

○仲村守和教育長 県立高等学校の増員があればよかったですけど、小中学校はあったのですが、高等学校については増員がなかったという状況で、やはり多忙化の解消にも主幹教諭の先生が対外的なものについても対応してもらおうという意味でも、少しは先生方の肩の荷をおろすぐらいのことができるのではないかと思います。

○奥平一夫委員 もう少しその主幹教諭の役割、職員との連携、働き、どこまでが仕事の範疇なのか。今おっしゃっているように、多忙化にどれぐらい緩衝役になれるのかというところをお聞きしたいのですが。

○喜納真正県立学校教育課長 これは法律に明記されている内容ですが、主幹教諭は上司の命を受け、担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理して、ほかの教諭等に対して指示することができるという職務内容、権限になっております。

○奥平一夫委員 職員を指導しているという意味では、教頭職を代位しているということで、これは管理職的で、管理職ではないと言っておりますが、管理職の立場にあって、一般職員の多忙化の緩衝役にはならないのではないかと思います。気持ちがあるのですが。指示をするというところに、どうも管理職的なニュアンスが感じられるのですが、例えば主幹教諭を置くのであれば、もっと職員の相談相手になったり、今言った多忙化の問題、悩み等について、相談役として積極的にかかわっていくという役割を持たないことには、やはり1人の管理職がふえたんじゃないかという感じがしませんか。

○喜納真正県立学校教育課長 実は、福岡県に実際に実施している学校を訪問しまして、その実施状況も見ております。1つは、学校の中での主幹教諭の位置づけ、それから職員との信頼関係という中で主幹教諭を任命して、その主幹教諭が、例えば生徒指導に関する任務を行うということであれば、担任あるいは先生方が個人で抱えていたものを主幹教諭に相談することによって、主幹教諭が対外的なものを整理して解決していくという任務をやっているということで、教諭と主幹教諭の意思の疎通というのとれるし、校長、教頭の管理職との流れ、今まで先生方がすぐに校長、教頭にいていたのが、そういう主幹教諭が手助けすることによって、そういう流れができていたという話がありました。

○奥平一夫委員 そういう役割でしたら、非常に理解でき、納得できます。やはりこの主幹教諭の先生が一般職員から信頼を受けるという形でいかないと、なかなかもう一人管理職がふえたという感じになるんですよ。この辺は非常に心配なんです。その主幹教諭を校長が指名するんですか、これはどういう形であたが主幹教諭ですよという役職を与えるんですか。教育長がなさるんですか。

○喜納真正県立学校教育課長 この主幹教諭は、選考することとなっております。それぞれの学校からある年齢、これまでの経験を踏まえ、本人が主幹教諭に応募する。その中でこれまでの実績などを見て選考するという流れになっております。

○奥平一夫委員 職員の皆さんから信頼されている、皆さんでこの方ならという方、むしろ学校内で実績を上げていって、校長や職員と相談しながら決めていく方向もいいと思いますが、いかがですか。

○仲村守和教育長 申請は個人の自己申告書、校長の推薦書、それをもとに選考しますので、校長がその職員が校内でどれぐらいの役割をして、どういう働きをしているかはよく見ていますので、そういうのが反映されてくるだろうと思っております。これは新しい仕組みですので、これについては今後、試行的にやっているわけですし、全校配置ではなく、できるところからやってみようとして走っておりますので、今後いろんな選考方法、推薦方法を検討させていただきたいと思っております。

○奥平一夫委員 少なくともいいほうにとらえていけば、この助け合いや管理職と一般職員との連携の中継地点、あるいはいろんなトラブルの緩衝役として主幹教諭をむしろ有効に活用したほうがいいと思います。やはりそこには職員との信頼がないといけません。そういう意味では職員からの推薦という形でも受けられると。これを現場の校長にも徹底していただいて、校長の好みで推薦しますよという話にはならないと思います。むしろ職員から信頼されて初めてそういう主幹という役割が果たせると思いますが、いかがですか。

○仲村守和教育長 まず管理職手当を払いませんので管理職ではなく、先ほどから話をしていますように職員のリーダーであるという認識でやりますので、選考については必ずしも校長が推薦したからこの人が主幹教諭になれるというわけでもありませんので、やはりその人の活動歴や、経験を生かして、一たん主幹教諭になりますと、次にほかの教諭で異動ではなく、主幹教諭で異動していきますので、その選考には慎重を期してありますので、今後その職員などに話し合い等がありましたら、これは今後の検討課題にさせていただきます。

○奥平一夫委員 検討課題ですが、できればさっきから言っているように職員との話し合いによって、校長が現場で話し合いをして、できれば推薦をして上げていくということを教育長が各学校の校長にきちんと話をさせていただければ、その辺はもっと民主的にいい主幹の先生が推薦されてくると思いますのでぜひお願いしたいと思います。それから主幹制を取り入れる学校は、先駆けて今年度は何校を考えていますか。

○仲村守和委員長 10校程度ということですが、まだ選考の段階で固まっておりません。

○奥平一夫委員 ぜひいい主幹の先生を、いいような環境をつくれるように教育長のほうからも各現場の校長に話をさせていただきますようお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほども教育長の話では、主幹については管理職ではありませんと発表していましたが、先ほどの説明では責任も、指導もあるという言い方をしているんですね。何を持って指示するかということにもつながり

ますね。文部科学省からは、指示することができるとはっきり言っているけれども、これまでの教職員組合との話し合いの中で、管理職ではありませんよとはっきり確認しておりますよね。その点確認したいと思います。

○仲村守和委員長 管理職手当を出しておりませんので、管理職ではないわけです。我々としては職員のリーダーととらえております。

○渡嘉敷喜代子委員 管理職でなければ指示はできないですよ。意見を取りまとめていくことはできるが、指示はできませんよね。

○仲村守和委員長 指示や指導がどういう範疇かは我々もきっちり精査していないんですが。とりまとめて対外的に話を持っていくとか、こういうときにこういう資料をつくりなさいとか、これも指示になるのか、お願いなのか、わからないわけです。言葉にこだわるのではなく、やはり対外的な仕事もやっていくということで、職員のリーダーとしての役目、責任を持って果たすのが主幹教諭ですという認識で、御理解いただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 小中学校においては、加配で充てられるということで、その分ゆとりが出るのかなと、子供たちの指導について。異動については、そのまま主幹として異動することになった場合、せっかく最初の学校では教職員の皆さんの中から推薦あるいは自薦、他薦で決められるけれど、次の学校に行ったときには、主幹として異動するのであれば最初の段階で決まってしまって、ずっと主幹で動くということになったら、将来指示もできるとか管理職みたいなことになりはしないかという思いがするんですが、そのあたりはどうですか。

○仲村守和委員長 給料表で、特2号給として新しい給料体系に位置づけるわけですが、管理職手当はないですが。その位置づけたのを異動でまた組みかえたり、この人に不利益になったら困るわけですよ。やはりそういう職をして難儀なされた先生であれば、その難儀分は享受しないといけないわけです。そこをまた教諭になって異動ということになったら、やはりこの先生の不利益になっていくわけですよ。それで我々としては主幹教諭になったら主幹教諭で異動させたほうが良いと思っているわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 気になるのは、一度主幹になればずっと主幹になるということになるわけですよ。そうなるこの人にとって不利益になるというこ

とではなくて、多くの人たちにそういう機会を与えてあげましょうということで、次の学校に行ったときにはその教師よりももっとすばらしい教師がいるかもしれないですね。そこで教職員の中から新たに決めていくという、そういうシステムがあってもいいんじゃないかと思うんですが、一度決まったらずつとそうなんですか。

○仲村守和委員長 各学校1名でもいいわけですよ。主幹教諭が何名でもいいわけですよ。やはり一つの給与体系の改善もあるわけですよ。それだけ先生方みんな低い給料であるとなったら、主幹教諭で少しでも改善をしようというねらいもありますので、何名になってもよろしいわけですよ。

○渡嘉敷喜代子委員 不思議な話ですね。やはり主幹同士の異動になるわけでしょう。こちらの主幹が来たら、この学校からはこの主幹はよその学校に行かなければいけないわけでしょう。そこに二、三名いるということはあるんじゃないんじゃないですか。

○仲村守和委員長 あり得るようにしたいと思っています。走ったばかりでどういう状況なのかかわからないようなものですので、6校にしか配置しないと。これが全校であればスムーズに行くかもしれませんが、現在は6校です。高等学校も10校できるかどうかわかりませんが、そういう状況ですので、今後これは見守って検討していただきたいと。

○渡嘉敷喜代子委員 小中学校においては加配で充てられるけれども、高等学校においては加配ではないので、今回はそれをやらないのかなという思いがしたんですよ。ところが今の報告の中で、主任が主幹に充てられると。そして主任というのは管理職ですよ。管理職手当をもらっていませんか。

○仲村守和委員長 主任手当で、調整手当というものです。

○渡嘉敷喜代子委員 主任制度を置いたときに、教職員組合のほうでも管理職みたいな感じになるわけですよ。主任手当とおっしゃいますけど。本当に調整手当での主任手当をやるか。そして主幹にとっても手当はつきますよ、でも管理職ではありませんよというところに、大丈夫なのかなと。管理職ばかりつくっているんじゃないかなと。かえって教師たちが縛られるんじゃないかという思いがするんですね。それがとても気になるんですよ。そして異動のときも

主幹同士の異動があるということにも大変危惧するわけですが、ここでもう一度確認したいことは、管理職ではないということをはっきりとお約束できるのかなど。

○仲村守和委員長 管理職ではないと、管理職手当ももらっていませんと。主任も主任手当でありますので、主任も管理職ではないということでお答えいたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど定数内の臨時的任用職員とありましたが、これは先ほどの御答弁ですと、九州と比較して沖縄は少し高いとおっしゃっていましたが、これは何か理由があるんですか。

○喜納真正県立学校教育課長 まず県立関係でございますが、平成20年度は先ほど教育長がお答えのように6.9%なんです、平成19度はたしか6.3%だったと思います。これは九州各県の平均とちょうど同じ率でございます。ですから特に多いという状況ではないのではないかなと思います。

○山中久司義務教育課長 一概には言えないと思うんですが、比較的九州でも離島の多い鹿児島県は高くなっておりまして、本県も離島僻地の小規模校が多いというのも1つの理由かなと思っております。

○仲村未央委員 パーセンテージというのは予算の都合においてそうなるということなのか、それとも積み上げて必要な教員がどうだという配置の結果、毎年の都合によつての積み上げの結果がたまたまこの数字なのか、それとも一定の割合で常に6.何%というのをある程度、先ほど気になったのは採用の平準化ということもおっしゃっていたので、もともとこの部分は臨時的任用職員でいこうということがあるのか、そこら辺をちょっと。

○仲村守和委員長 積み上げた結果、去年は6.9%になっているということでございます。

○仲村未央委員 さっきおっしゃっていた、採用枠の平準化ということは何を

指しているんですか。その中での定数を臨時的任用職員にするときの。

○仲村守和委員長　すべて採用しますと、定年以外では採用がなくなるわけですね。1万5000人入って、全員が正規採用になってしまいますと、これから採用するというのは定年でやめるか、勸奨退職でやめられる先生の後がまに入るといだけの採用になってしまうわけなんですよ。我々はそういう勸奨退職なども見越して、ある程度の余裕もやりながら、毎年三百四、五十名の採用枠をずっと持っているということで、団塊世代の皆さんの退職においても急に多くなるとか、少なくなるとかずっと同じ形で10年くらい平準化をしていると。そのための採用枠の確保のためにも、ある程度の臨時職員は必要ですよという意味なんです。

○仲村未央委員　例えば年齢構成が全体に均等になるようにとか、教科によっても何科の先生が多目だったら調整しようとか、そういうことをやっていらっしゃるということでしょうか。

○仲村守和委員長　そのとおりでございます。

○仲村未央委員　そうすると教員採用試験に合格されて、実際に採用されるまでの期間で待っている方というのは結構多いですよ。合格はしているが臨時的任用職員として配置されているとか、なかなか本採用に至らないと。これは何人くらいいらっしゃるんですか。

○山中久司義務教育課長　現在平成21年度の合格者も含めまして、名簿登載者は690名、平成21年度は現在のところ288名採用ということですので、1名辞退されましたので、名簿登載者は401名ということになります。

○仲村未央委員　今の数だけおっしゃったんですか。全体ですか。

○山中久司義務教育課長　全校種を含めてでございます。

○仲村未央委員　いろいろ採用の都合によって、合格しても先ほどおっしゃったようにいろんな調整の中で臨時的任用職員もされていかれると思うんですが、最大でこの方々は何年待っている方が一番長いでしょうか。

○山中久司義務教育課長 採用待ちで一番長い人ということで、校種と教科によって採用の状況が違いますが、県といたしましては3年待ちの方が出ないように努力はしております。

○仲村未央委員 3年待ちが出ないように努力はしているが、実際には3年を超えている方もいらっしゃるということですか。

○山中久司義務教育課長 基本的には出ないようにということですが、例えば合格した後、育児休業に入ったり、お産をしたりいろいろな個人の事情で3年を超えていらっしゃる方はいると聞いております。

○仲村未央委員 個人の都合によりそういう方はいらっしゃっても、今待っている方で3年以内には皆さん採用されているということでしょうか。採用側の都合で3年以上待たせていることはないということですか。

○山中久司義務教育課長 そのように努めているということをお願いします。資料が今手元にございませんで、後ほど報告させていただきます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 予算特別委員会で私が臨時的任用の割合—正規と非正規の割合を聞いたときに、沖縄本島と離島での比率はどうですかとお聞きしたときに、たしか2割くらいは離島のほうが多いと答弁で聞いた気がしますが、確認したいと思います。

○山中久司義務教育課長 沖縄本島地区、離島地区という形での資料はございませんが、地区ごとのデータを申し上げたところですが、離島小規模校、僻地小規模校の多い宮古地区、八重山地区 国頭地区で割合が高くなっております。

○比嘉京子委員 その割合は2割増しぐらいでよろしいですか。

○山中久司義務教育課長 公立小中学校でございまして、欠員率を申しますと国頭地区が7.8%、中頭地区が6.6%、那覇地区が5.6%、島尻地区が1.4%、宮古地区が8.8%、八重山地区が11.0%ということで、先ほど申しました国頭地

区、宮古地区、八重山地区が割高になっております。

○比嘉京子委員 そのことによって、教育を受ける側の懸念される事項というのはどういうことがありますか。

○山中久司義務教育課長 離島、僻地の小規模校を多数抱えております国頭地区、宮古地区、八重山地区における小規模校における指導等につきましては、先ほども少し申し上げましたが、免許外担当の先生方の配置、複式学級解消のための加配等を含め、できるだけ当該地域の子供たちに不利にならないような対応をしているところでございます。

○比嘉京子委員 例えばローテーションというか、異動の頻度には変わりはありませんか。

○山中久司義務教育課長 職員の異動につきましては、基本的には県の方針に基づいて異動をさせておりますので、特に離島、僻地を多く抱える地域で特別の事情があるとは聞いておりません。

○比嘉京子委員 このことに対しては、手法としてはどうしてもそうならざるを得ないというのか、改善の余地があるとお考えなのか、どちらですか。

○山中久司義務教育課長 離島、僻地小規模校につきましては、そもそも教員の数が少ないものですから、どうしても先ほどのような説明で、臨時的任用職員を配置しますと欠員率が高くなる場所ですが、極力市町村と調整しまして、児童・生徒の予測等を厳密にしまして、本務教員で配置できるように努力していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 那覇地区と島尻地区とではかなりの差があるなど実感していますが、一番問題なのは、正規か非正規かという問題ではなく教育の中身の問題でありますので、そこをきちんと担保していくということが皆さんの中に大事にされているかどうか。そこら辺が問題じゃないかと思えますね。力のあるなしは正規、非正規に差はないと思えますが、確かに雇用の形態には問題あるが、教育を受ける子供たちの場合に至ってはそういうことにはならないと断言できるというか、そう理解してよろしいでしょうか。

○仲村守和委員長 我々として、特に離島、宮古地区、八重山地区で先生方が腰かけ的だと。もう二、三年でどんどん動いていくということの地元からの苦情も大分ございましたので、異動方針として、我々としては5年間ほかの地区と同じように宮古地区、八重山地区、離島も同じ条件で異動していただくという方針を変えて、地元の人たちに、子供たちにしっかりと教育してもらおうということで、これは相当な決意がいったわけですが、こういう形で進めさせていただいております。臨時的任用職員が多いという状況も、非常に少人数でどうしようもないという状況もあるかもしれませんが、我々としては極力正規の本務の先生を充てていくという努力は今後とも引き続きやってまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 私も体験的に高等学校において新卒の先生方が圧倒的に多い時代に教育を受けておりました、そのときにもここは教員養成所かという地元の我々の側の意向もかなりありました。ですが、やはり教育を受ける権利として、いかにフレッシュな先生と、中堅の先生と、熟年の先生というバランスを担保していくということの配慮がどこにもやらないといけないんじゃないかなと。非常に若手の先生の数が圧倒的に多い時代に教育を受けてまいりました。そこら辺から学力の差があったり、指導の未熟さが余りにもパーセンテージ的に多いとか、そうならないといけない。そういう思いから質疑をいたしておりますので、そこら辺の配慮を今後とも正規、非正規ではなくやっていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第38号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和委員長 議案書75ページをお開きください。

乙第38号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、奥武山総合運動場の指定管理者として、株式会社トラステックを

指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間としております。

以上が概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 平成21年3月31日で指定管理の期間が切れて、4月1日から3年間指定のようなんですが、今度指定管理者になる候補者の説明と、選定の結果をお尋ねします。

○諸見里明保健体育課長 指定候補者の概要について、指定管理者に決まりました株式会社トラステックについて御説明いたします。

今回指定管理候補者となった株式会社トラステックは、現在奥武山総合運動場と奥武山公園の指定管理者であるTKSF指定管理共同企業体を構成する4社が共同出資してできたものでございます。県内では初めての公共施設等の指定管理を専門に行う会社であります。

応募団体が2団体ございました。

選定理由でございますが、運用委員会において株式会社トラステックが決まったんですが、そこから提案のあった事業計画書の企画内容等が、もう一団体の提案より優れているということ、また管理運営のための組織体制が充実しているなど奥武山総合運動場の設置の目的を達成するのに十分な能力と、県民サービスのさらなる向上が期待できる内容であるという評価から選定しております。

○西銘純恵委員 選定に漏れた団体については、どういう団体だったんでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 どころが漏れた団体であるかというのは、大変恐縮ですが公表を差し控えさせていただけないでしょうか。

○西銘純恵委員 私は質疑の最初に言いましたが、これは2度目の指定管理だと思っているんですが、それは間違いないでしょうか。そしてこの選定に漏れた団体はこの3年間やっているところではないんでしょうか。

○仲村守和委員長 前は共同企業体の形だったんですが、今回は株式会社として、社長がおられて一つになった形で、この株式会社トラステックという会社が指定を受けたということでございます。

○西銘純恵委員 前回受けた団体が株式会社をつくって、今回も継続ということですか。

○仲村守和委員長 はい、そうです。

○西銘純恵委員 県の奥武山総合運動場ということで、社会体育施設の利用になってくるんですが、いろいろ催しがなされると。そのときに教育行政から外れるようなことをやる団体が借りることもあり得るのではないか。次の陳情とも絡んでくるんですが、県立博物館・美術館が人体の不思議展ということでいろいろ物議を醸している問題の、既に展示会が始まって、5月までの長期にわたって始まっているんですが。私は県が、公共施設ですから、きちんと公序良俗に反するようなものとか、教育目的を達する以外のものが利用できないのに、教育委員会の手を離れて指定管理者が恣意的に何でもできるということになったら困る。このたがを締めるというのはどこでやるんでしょうか。

○仲村守和委員長 条例でも指定管理者を指定する場合の、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例という、平成17年に制定されたものがございまして、指定管理者を指定する場合に、教育委員会としては最も適切に体育施設の管理を行うことができるものを、議会の議決を経て指定管理者にする。その中で事業計画等が県民の公平な利用を確保できるものであるということと、効率的な運用やそういう計画、人的能力があるということで、その中でやはり県民の公平な利用を確保できるという視点をもって我々は指定管理者を選定しているということでございます。

○西銘純恵委員 私が直接お尋ねをしました公序良俗に反するようなこととか、反社会的な集団、暴力団関係とか、そういうのが入れないというような条項が沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の中に明記されているんでしょうか。

○仲村守和委員長 これは沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の中で、公序良俗に反する者について認めないとか、暴力的なものは認めないとか、そういうのが入っているということです。

○西銘純恵委員 条例の中にあるけれども、3カ年間指定管理をすると。そうしますと、実際にこのような条例に反するようになさねようとするときには、県はどのようにして、事後的に知ることになるのか、ちゃんとそれをストップをかけるようなことができる、実効性のある管理条例になっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○仲村守和委員長 教育委員会として、指定管理者に対しましていろいろな報告や必要な指示をすることができるということが、地方自治法第244条で規定されておりますので、そういうことについては教育委員会としては管理者に対して実施の調査をしたり、指示をすることも我々としてはできると思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 2回目の指定管理ということで、料金体制は今までと変わっていないのか。使用料といいますか。

○諸見里明保健体育課長 使用料はこれまでとは変わっていません。ただし料金の値上げが4月1日から条例改正で、さきの県議会で決まっております。

○佐喜真淳委員 対象施設になるんですが、来年、全国高等学校総合体育大会がございませぬ。その対象施設の中で来年、全国高等学校総合体育大会の会場として使うのは幾つありますか。

○大城勇全国高校総体推進課長 まず今つくっております水泳プール、それか

ら武道館も予定しております。テニスコートもございます。

○佐喜真淳委員 当然これは各市町村で割り振りしながら会場を設定されていると思いますが、教育委員会が所管なのですが、料金の面はどうなっていますか。大会として活用するんですが、減免されるのか、全額免除になるのか、そのあたりの細かい調整は指定管理者とどのような調整をされているかわかりますか。

○諸見里明保健体育課長 全額免除の対象になります。

○佐喜真淳委員 それは今回指定管理者の選定に当たって、指定管理者と既に内諾を得ているということで理解してよろしいですか。

○諸見里明保健体育課長 そうでございます。

○佐喜真淳委員 この奥武山総合運動場とあと1つの主会場の沖縄市の県総合運動公園ですが、そこはどうなりますか。全国高等学校総合体育大会の施設使用料というのはどうなっていますか。

○諸見里明保健体育課長 同様に免除の対象になります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 指定管理料は今後どのような推移になっていくのでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 平成21年度は1億7500万円となっております。平成22年度が1億8700万円、平成23年度が同額の1億8700万円でございます。

○比嘉京子委員 平成21年度から平成22年度にかけて1200万円上がる理由は何ですか。

○諸見里明保健体育課長 現在、奥武山水泳プールが建築中で閉館しておりますので、それが供用開始になる点でのアップになります。

○比嘉京子委員 水泳プールが今閉鎖中で、これは何施設、奥武山総合運動場は。管理をする施設を全部教えてください。

○諸見里明保健体育課長 対象施設が8施設ございます。陸上競技場、補助競技場、庭球場、水泳プール、武道館、弓道場、それから糸満球技場も奥武山総合運動場の中に入ります。ライフル射撃場も入ります。

○比嘉京子委員 1200万円の根拠をお聞かせください。

○諸見里明保健体育課長 水泳プールの供用開始に伴う管理運営料金体系なんですけど、特に株式会社トラステックのほうの提示金額もございまして、そういう金額となっております。

○比嘉京子委員 水泳プールの入場料は古いときよりも上がるんでしょうか。新しくなったら入場料はアップするわけですよ、幾らから幾らに上がるんですか。

○諸見里明保健体育課長 先ほどの答弁に追加いたしましたら、光熱料や維持管理料等がございます。

さきの県議会での条例改正によりまして、児童生徒の水泳プールの利用料金の改定がございました。旧料金は50円ですが、新料金では100円となって、もろもろが加算されてそういう金額となっております。

○比嘉京子委員 先ほど全国高等学校総合体育大会のときに使う施設は3施設で、その入場料等は取りませんというお答えがあったんですが、そのことは別途に全国高等学校総合体育大会の費用として指定管理者に支払う形になるんですか。

○仲村守和委員長 これは県主催の大会ですので、入場料は徴収しないということで、現在でもいろいろな全国高等学校総合体育大会の県予選等が行われていますが、これもすべて無料ですが、これは契約の中で減免だというのが入っていると思いますので、それで大会等では使用料が無料ということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 3年間指定管理をしてきたということですが、その効果というか、私も個人的にここの施設を借りて、非常に担当の方が丁寧に受け付けもしていただいて、積極的にやっていたなと思うんですが、この辺の皆さんの評価は出ていますか。目に見えるものがあれば教えてください。

○諸見里明保健体育課長 指定管理者は県民サービスの向上、費用対効果等の観点から選定されておりまして。具体的に申しますと、費用対効果の面から指定管理者を導入する前の平成17年度の維持管理経費は2億5600万円強となっておりますが、指定管理者制度を導入した平成18年度の指定管理料は1億9100万円強となっており、その差額の6400万円強が経費節減されたこととなります。それから4社共同企業体による指定管理であることから、例えば植栽管理、施設管理、イベント企画、スポーツ施設運営等それぞれの分野に精通した専門スタッフが配置されることによりまして、その点でも県民へのサービスが向上しております。

○上原章委員 いろんな方々が利用するわけなんですが、利用数もふえているんですか。具体的な数字はありますか。

○諸見里明保健体育課長 過去3年間の奥武山総合運動場の利用者数についてお答えします。平成17年度が合計42万1340名、平成18年度が52万9014名、平成19年度が43万9508名となっております。平成19年度がちょっと下がっているのは友愛スポーツセンターの休館であるとか水泳プール、野球場とか、そういう面で下がっている状況であります。

○上原章委員 野球場は今後新しい野球場が完成ということで楽しみにしているんですが、この管理は今後どうなるのですか。

○仲村守和委員長 那覇市に移管しておりますので、県有の施設ではなく那覇市営の野球場、名称はどうなるかわかりませんが、那覇市の管理でございます。

○上原章委員 もう一つは、陸上競技場はずっとスタンドが壊されて、今後どういう形で陸上競技場は進めていく予定になっていきますか。

○仲村守和委員長 我々としては那覇市に移管したいと思っておりますが、那覇市もすぐはとりたくない感じがありますが、できればその場所は、今話が出ているのがサッカー競技場にしようとか、いろいろな那覇市の計画もあるようですので、これについても県としましては那覇市に移管してもいいんじゃないかと思っております。

○上原章委員 あともう一点、公園管理はまた別の形で指定していくと思うんですが、今回の指定をする候補との兼ね合いは今後どうなるんですか。全く別の組織になっているんですか。

○諸見里明保健体育課長 今回の株式会社トラステックの一括での指定管理となります。

○上原章委員 あの地域は那覇市だけじゃなくて県民にとっても非常に大事な運動公園だということで、モノレールも非常に利用しやすく、多くの方々が過ごし、また健康管理、スポーツの向上に利用していくと思いますので、ぜひそういう意味で充実した指定管理になっていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第35号外28件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲村守和教育長。

○仲村守和委員長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情29件で、内訳は継続25件、新規4件でございます。

継続審議となっております陳情25件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第35号の30人以下学級の実現を求める陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

30人学級については、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で、下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

平成21年度につきましては、小学校2年生へ拡大をしております。

今後につきましては、当面、小学校低学年で実施していきたいと考えております。

また、資料2ページの同第40号の記の1、20ページの同第124号の記の1、29ページの同第189号の記の4については、陳情の趣旨が同第35号と同じですので、同第35号の処理方針と同じであります。

資料の2ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第40号の記の2の30人以下学級の予算措置・環境整備に係る処理方針について、次のとおり変更するものであります。

予算措置につきましては、国庫加配定数を効果的に活用しながら実施してまいりたいと考えております。

学校施設面等の環境整備につきましては、市町村教育委員会と連携していくこととしております。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の33ページをお開きください。

陳情第43号の人体の不思議展県立博物館使用の中止を求める陳情が、沖縄県民主医療機関連合会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

人体の不思議展は、琉球新報社及び沖縄テレビ放送が主催して、県立博物館・美術館の展示室を利用して実施する展示会であります。

この展示会は、平成14年以来、全国27カ所の公立及び私立の博物館等において実施され、500万人を超える方々が見学しているものです。

その目的は自分自身の体を知り、命の大切さを見つめ直すというものであり、

県教育委員会としては、専門家の監修も受けた科学的な展示会であると認識しております。

また、この展示会の会場として、県立博物館・美術館の展示室を利用することについては、指定管理者が沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき許可したものであり、中止を求める場合に当たらないものと考えます。

次に、説明資料の34ページをお開きください。

陳情第56号の沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める陳情が、沖縄盲学校の未来を考える会会長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

平成19年4月に学校教育法が改正施行され、従来の盲、聾、養護学校は、複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。

沖縄盲学校の単独校としての陳情は、安全性や専門性の維持に不安を感じていることと思われ、採択されたことは、真摯に受けとめております。

特別支援学校編成整備計画は、学識経験者や保護者代表等で構成された特別支援学校編成整備に関する懇話会の提言を踏まえ作成しております。

同計画は、全県的な視野に立って作成したものであり、障害のある幼児、児童、生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、必要なものと考えておりますが、盲学校については、複数障害受け入れについて、今後とも保護者等と意見交換を行い、理解を得て進めることとしております。

特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることとしております。

県教育委員会としましては、現在、保護者等へ敷地面積等も考慮した校舎配置図等を示し、意見交換を行っておりますが、安全性の確保や専門性の維持が客観的に見て難しいと判断した場合には、計画の見直しもあり得るものと考えております。

次に、説明資料の35ページをお開きください。

陳情第57号の学校給食に環境保全型農業で生産された農産物の使用促進に関する陳情が、沖縄県患者同盟設立準備委員会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた魅力ある食事内容に配慮するとともに、健康によい食材を通して、児童生徒の望ましい食習慣の形成に寄与しているものと考えております。

学校給食に有機農産物等を活用することは、児童生徒へ環境教育や健康教育を推進する上で効果があり、現在、数校の県立学校において、学校の実情に応じて予算の範囲内で使用しているところであります。

今後とも、生産者等関係機関と連携して、学校給食への安全・安心な食材の活用に努めてまいります。

2 環境保全型農業で生産された農産物を市町村の学校給食で使用するについては、市町村学校給食担当者連絡協議会等で意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

3 学校では、給食の時間を中心に、特別活動や家庭科等の関連教科における食に関する指導など、学校教育活動全体を通して食育を推進し、自己管理ができる児童生徒の育成に努めております。

また、保護者を対象にした食育講話や親子料理教室等の実施、食育だよりの配付を行うなど食育の普及啓発を行っているところであります。

今後とも、学校、家庭、地域が連携した食育の推進に努めてまいります。

次に、説明資料の37ページをお開きください。

陳情第65号の沖縄ろう学校を単独型の聴覚特別支援学校として存続を求める陳情が、沖縄ろう学校PTA会長外4人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

平成19年4月に学校教育法が改正、施行され、従来の盲、聾、養護学校は、複数の障害種に対応した教育を行うことができる特別支援学校制度へと改められました。

沖縄ろう学校の単独校としての陳情は、安全性や専門性の維持に不安を感じてのことと思われ、採択されたことは、真摯に受けとめております。

特別支援学校編成整備計画は、学識経験者や保護者代表等で構成された特別支援学校編成整備に関する懇話会の提言を踏まえ作成しております。

同計画は、全県的な視野に立って作成したものであり、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応するため、必要なものと考えておりますが、沖縄ろう学校については、複数障害受け入れについて、今後とも保護者等と意見交換を行い、理解を得て進めることとしております。

特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの教育課程や学級編制及び障害の特性に応じた教室等の区分により、専門性の維持及び安全性の確保に努めることとしております。

県教育委員会としましては、現在、保護者等へ敷地面積等も考慮した校舎配置図等を示し、意見交換を行っておりますが、安全性の確保や専門性の維持が客観的に見て難しいと判断した場合には、計画の見直しもあり得るものと考え

ております。

以上で陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、乙第24号議案に対して保留していた答弁の申し入れあり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

山中義務教育課長より乙第24号議案の審査中、仲村委員の質疑に対する保留の答弁の申し入れがありますので、答弁を許します。

山中久司義務教育課長。

○山中久司義務教育課長 教職員採用のうちで3年を超えるものということでしたが、平成21年度で見ると3年を超える方はいないということです。

○赤嶺昇委員長 これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 簡潔に質疑を行っていきます。たくさんの課題山積みの教育行政なんですけれども、いろいろありまして、それから精選して質疑をいたします。

最初にページ33、陳情第43号の新規、人体の不思議展、県立博物館の使用の中止を求める陳情についてお尋ねをいたします。陳情処理方針ですね、全国で既に500万人が見学しているということですね、まあ、当たり前でないかというようなことで表現されているものですから、この実際に実施をされたところですね、どのような声が出ているのか、情報について収集されていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○仲村守和教育長 やはり人体の不思議展がですね、話題になりましたので、教育委員会としても当初後援をして、後で後援をおろしたという経緯もございますので、担当を川崎市に派遣をして、実際の人体の不思議展をですね、視察に行かせましたので、その状況等少し報告させていただきたいと思います。

○千木良芳範文化課長 ただ今の人体の不思議展について、平成14年度以来、全国27カ所で実施をされています。その会場での実施の状況等については実行委員会などからアンケート調査を行ったその結果などもいただいております。その内容を見ますと、おおむね観覧をした人はですね、大変ためになった、勉強になったというような意見が多いように思います。で、今教育長からありましたように、先月沖繩展の前に実施をされていました、川崎展を見に行きました。一応、午後の2時間程度会場で、観覧者の様子を見ていたんですけども非常に関心は高く、みんなまじめに見ているようでした。特に、奇異な物を見るというようなそういう変な好奇心に満ちたような観覧の仕方というのはなかったように思います。全体を通して見ているわけではないんですけども、私どもがいる間には理由はよくわかりませんが、30代から40代の女性が非常に多かったという印象を受けております。それから、小学校高学年だと思えますけれども、親子連れで来ている方、何組かに尋ねてみました。親は非常に参考になったということですけど、子供さんはその子供さんの興味、関心の度合いでちょっと話が違うようで、別にといい感想を漏らす子供さんもいましたし、非常に勉強になったとおっしゃっている子供さんもおりました。

○西銘純恵委員 今ですね、答弁を受けたんですけども、この不思議展というもののキャッチフレーズが新聞にも大きく報道されて、自分自信の体を、命の大切さを見つめ直すと、このよううたい文句にして、出されたら確かに人体を知ると、その宣伝広告に乗って見に行こうということになるわけですよ。でもこれは、指摘されているようにこの陳情者が、その前に専門家の監修を受けた科学的な展示会であるか、要するに人体そのものを科学処理をして展示しているということが大問題だという指摘をされて、人間の尊厳をそもそも傷つける行為であるし、医学的にも問題があるということで、医療関係者から出てきたのがこの問題なんですけれども、専門家の監修も受けた科学的な展示会であると認識している根拠についてお尋ねします。

○千木良芳範文化課長 やはり内容等の解説等について、例えば誇大な誇張が

あるとか、いろんな想像があるとか、そういうものではなくて、やはりきちんと専門家の指導、助言も受けながら、なおかつ一般観覧者に向けてわかりやすい解説になっていると。それから展示の全体のレイアウトもですね、解剖学という学術、過去の全く文献の世界から始まりまして、解剖学の世界から実際それが実際の人体ではどうなっているのかというような形の展開。実際の人体の展示の方法についても、例えば筋肉系の話、神経系の話、消化器系の話というように体系的な展示がきちんとなされているというようなことで、私どもは極めて科学的な展示ではないかと考えているということです。

○西銘純恵委員 遺体が利用されていると、使われているということについては確認をされているんですか。

○千木良芳範文化課長 はい、これは実行委員会のほうからきちんと献体を受けた遺体を使っていると説明を受けております。

○西銘純恵委員 献体を受けたというところもですね、これは問題があるということで、指摘をされている皆さんからすれば、胎児とか、出生する前のこういうものも展示をされていると。献体というのは何らかの法的な手続がいる行為だと。そして日本の国内ではこの遺体を展示するというのは禁止されているので、外国ではやられてきているということも、もろもろの指摘があるわけですよね。これについては。

○千木良芳範文化課長 確かにおっしゃるとおり、展示をされている遺体は中国でつくられた標本であると説明を受けております。ただ、中国国内においてその標本をつくるられるときにはすべて、中国の国内法はクリアされておりますというような説明を受けております。その上で日本に標本が持ち込まれていて、展示をされていると理解しております。

○西銘純恵委員 先ほども言いましたけれども、まだ生まれていない胎児も献体同様得ているのかということも指摘をします。ですから、お一人で川崎市に行かれたのか、複数人数で行かれたのかも、本当にこれ大事な点なものですから、本当は教育長どうなんでしょうか。もう始まっているんですよね、沖縄県のほうでは。あしたからですか。これですね、過去にやられたところの直近のものというのはやはり批判を受けた中でいろいろ手を変えてですね、できるだけ中止されないようにということ凝らしてやってきているというのは想定

できますので、一方的に相手のことを聞くということがどうなのかと。あと、見てきた皆さんがよかった、勉強になった、これはですね、今のような遺体を化学処理してやったということを丸ごと見ながら、この説明を受けて聞いているのか、そういう状況でもためになったといえるのかということもですね、本当に疑問が出てきます。それから外国の例とかあるんですけども、アメリカでもですね、この、人体の不思議展というのがですね、規制法までつくられたとかですね、やっぱり倫理上、人間を冒瀆するものであると。それに人間の尊厳をですね、踏みにじるという指摘もあって、実際こういう中止させてくれという声を出している皆さんはですね、人体の冒瀆展だという表現まで、あちこちで上がっているんですよ。そういうところまで、きちんと受けとめてほしいと思うんですけど。教育庁が那覇市教育委員会もそうですけれども、県も後援を当初予定していて、取り消しをした理由は何でしょうか。

○仲村守和教育長 我々がですね、教育委員会として後援をするというのは児童、生徒に推奨していくと、ぜひためになるから見に行きなさいというのが後援なんです。当初、我々はそういういろんな状況を知りませんでしたので、いろんな、さまざまな意見が出てきたという中で、児童生徒の皆さんに見に行きなさいということは言えないんじゃないかなと。やはりそれぞれ親御さんが判断をして子供たちに見せるかどうかは、判断をさせるべきであって、教育委員会として後援を入れて児童生徒の皆さんどうぞ見に行きなさいと。これはそういう議論の中で共産党からも抗議を受ける中でですね、これは我々が全生徒に推奨できないだろうということもあって、我々そして県、那覇市、那覇市教育委員会が後援をおりていったと、そういう経緯がございます。

○西銘純恵委員 あの、賢明な判断だったと思いますし、公の施設、県立の博物館を使っているということに関して、指定管理者にさせているんですけども、そこについてももう一点質疑をいたしますが、今先ほどのやりとりの中で、中国のほうでということ、献体を受けて使った遺体だということをおっしゃるんですけどね、あちこちの国でですね、これを開催したりして相当な問題が起こっているようなんですよ。で、ニューヨーク州の司法当局そのものですね、中国でですね、死体やみ市場を徹底捜査というような司法当局ーアメリカがやっているという、これは皆さん、この問題指摘をしたことから、インターネットを調べればいろんな情報がとれたと思うんですよ。これはもう人体をやみで売買するようなどころまで根が深い問題をはらんでいるということをもっと掘り下げて検討すべきところがあるのではないかと考えていますが、いかがでし

ようか。

○千木良芳範文化課長 世界各地ということで考えると、さまざまな団体がもしかしたら、そういう人体を利用した展示会をやっているということは考えられますけれども、残念ながらその具体的なものについては、済みません、勉強不足で承知はしておりません。ただ、今回沖縄に来ている人体展の関連でいきますと、そういうことはない、きちんと国内法で処理されたものを使っておりますという説明を受けております。

○西銘純恵委員 主催する側、興行する側の一方的な意見だけをうのみにしているのではないかと。本当にこれは指摘して、県立博物館という施設をそういうものに指定管理者といえども、そのまま展示を続行するということに関してです、実際は県内でももっといろんなところからですね、この問題表面だけではなくて、ある意味では金もうけのためだったらどんなことでも利用する、こういう展示というのは通常なされないわけですよ。いろんな人体のものといっても、標本とかいろんなプラスチックでつくるとかですね、それを人体だよっていうことでやるということについてですね、やっぱり献体というのも違法に日本ではやられない、別のところでやると、いろんな問題があるということと、ころをきっちりとらえて対応すべきだと思います。教育長、あしたから始まるということですが、どうなさいますか。見て、県民の声を聞いて、御自身の目で、ネットで写真をお見せしたんですけれどもね、本当に人間の感性として、人間をどう見るかということも含めてですね、見ていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 この展示会については、教育委員会としては、そういう興行的、ショッキングな展示にならないようにということで、琉球新報、O T V ですね、そして指定管理者の方々にも話し合いをしに行っていますね、この腸を持っているという展示とか、自分の皮をはいで全部手に持っているとかですね、そういうショッキングなものについては展示内容を変えてほしいと申し出もしてまいりましたので。そういうことで、見に行きたいという方は行くだらうと。しかしすべての方に1200円と割と高額な入場料を取っていますので、それを本当に見に行きたい人だけ行くわけですので、それについて我々は指定管理者に中止しなさいとは言えませんので。そういうことでも、これはきっちりした形で、公序良俗に違反するということでありましたけれども、違反はしていないという認識に我々は立っていますので、それについて見に行くかどうか私の日

程を見て招待状があれば、気持ちとしては私も理科の人間ですので、ぜひこの目で確かめたいという思いはございます。

○西銘純恵委員 指定管理者が、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づいて規定をしていると。何も中止を求める場合に当たらないと。今も教育長はおっしゃったんですけれども、でも沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第14条を見たらですね、第14条の利用の許可については、許可をしないことができる第3項の1号で「公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるときと」、おそれだけでも使用できないとなっているんですよね。だから、そういう意味では中止を求める場合には当たらないというのは当たらないんじゃないでしょうか。

○仲村守和教育長 そういうおそれはないと思っておりますので、それについては、ぜひ観覧をしたいという方がいらっしゃるわけですので。そこで混乱が起こるとか、いろんな状況が起こるといことはないだろうと思っております、我々がこの指定管理者が中止を求めるという場合は公益を害する場合とか、施設が破壊されるとかですね、公序良俗に違反をしていくとか、そういう場合は中止を申し入れるわけですが、そういう状況ではないと理解しております。

○西銘純恵委員 ちょっと矛盾した答弁がありまして、ショッキングなものは変えてほしいと、展示の内容ですよね。これはそもそも許可を与えたら自由にさせるのが当たり前ですよね。でも教育長はおっしゃったように、腸を抱えているとか、皮をはいでいるとか、とにかくいろんなものがもっとあったと思うんですけれどもね、そういうものをある意味では相手に対してしているわけですから、これはそもそもおそれがあるということにほかならないと思うんですよね。だから、おっしゃっていることがまだね、ここまで来て中止は難しいという話でしたらまだいいんですけどね、該当しないと。おそれにはならないということですから、今後にかかるもので、ちょっとはつきりさせないといけないんじゃないでしょうか。

○仲村守和教育長 僕はあくまでもですね、科学的な展示会であってほしいと。興味本位の展示会であってはならないという意味で、そういう腸を持つとか、皮を持つというのは興味本位であって、この人体を説明をする内容にはなっていないんじゃないかということで、判断をもってそういう中止を申し入れてい

るわけですが、申し入れが聞かれたということのようです。

○西銘純恵委員 この問題は今後結局、県営で公の施設をやっていたときにはもっと厳しく検討がなされたはずの展示がですね。やっぱり貸し館をどう収益を上げるかといったら、やっぱり長期間にわたって借りてくれるところが欲しいわけですね。やっぱりそういうところに流れていないのかということも指摘をしてですね、特に今回の問題は本当に人間の人体にかかわる、それも遺体を展示しているという問題を厳しく受けとめていただきたいと思います。

次、移ります。34ページの陳情第56号新規の沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める陳情ですが、議案審議の中でも幾らかやりましたので、一、二点だけお尋ねをします。全国で既に視覚障害に特化した支援学校ができているということはあるんですが、それについて情報をつかんでいらしたらお尋ねいたします。

○武内正幸教育企画監 お答えしたいと思います。県外の事例でございますが、福岡県では視覚障害と知的障害、肢体不自由、病弱の教育を行う学校がございます。そういう学校と、それから東京都でも視覚障害と知的障害の複数障害種対応の学校を設置予定と今聞いております。以上です。

○西銘純恵委員 視覚障害だけに特化した、視覚障害だけの単独校なんです。逆の併設校のことをお答えになっているものですから。

○喜名真正県立学校教育課長 平成20年4月1日現在の状況でございますけれども、盲学校で校名変更したのが、70校中11校ということでございます。その中で、予定の中で、例えば岩手県あたりではですね、地名プラス視覚支援学校と後ろにつける、それから宮城県もこれも予定でございます、平成21年の4月1日の予定でございますけれども、視覚支援学校等々がございます。

○西銘純恵委員 既に視覚障害者の皆さんの単独校として、動き出しているというところもあるということですから、やっぱりそういう意味ではほかの障害と、一つの教育は簡単にはいかないということだというあらわれだと思います。それで陳情の処理方針で計画の見直しもあり得ると。現在の併設をですね、それについては教育長もそういう答弁なさっているんですけれども、多分に平成23年に改築予定であれば、逆算をされていつまでに決定というタイムリミットの期日があると思うんですね。これについては、いつということの認識はあり

ますでしょうか。

○仲村守和教育長 いろんな御意見を伺いながら、総合的に判断をしていきたいと思っておりますけれども。先ほども仲村委員、上原委員にお答えをしましたけれども、教育庁内の教育施策推進委員会というのがございますが、その中で計画をつくっているわけでございますので、その中に差し戻しを指示していくと先ほど答弁をいたしたところでございます。

○西銘純恵委員 差し戻しをして、そして改めて明確に出てくるのは何月ごろということになるのでしょうか。

○仲村守和教育長 早い時期に判断をさせたいという思いです。

○西銘純恵委員 去年からずっと、県議会でも住民の皆さん、保護者の皆さんも、学校関係者みんな単独校でということで、今署名を集めているという状況があるようなんですよ。ですから、やっぱり直接障害を持っている家族を抱えている皆さんの願いにこたえるような学校教育を実現できるようにですね、早いうちにいつまでもこのまま置いておくことはできないと思いますので、結論を早く出していただきたいと思います。もう一つ、37ページの陳情第65号の沖縄ろう学校の単独型の聴覚特別支援学校として存続を求める陳情がありまして、それについては陳情処理方針の最後に、盲学校と同じように専門性の維持が客観的に言って難しいと判断した場合は計画の見直しもあり得ると。盲学校と同じような陳情処理方針を明確にされているんですけれども、これも父母の皆さんとのやりとりがあったと思いますが、时期的なものとして改築は平成23年ということは同じ時期だと見ておりますので、これもどのような方法でやっていくのか、単独校としてやる手だてについてどのように検討されているのかお尋ねします。

○仲村守和教育長 県立沖縄盲学校についてはですね、御存じのとおり敷地が狭隘であるということで、図面は1つしか示せませんで、それ以外の配置ができないという状況でございました。県立沖縄ろう学校については、幾つかの図面も示せるという状況でありますので、今ここで、私が差し戻しをして審議をさせていくという状況ではないと。引き継いで複数の案を示しながら意見交換を進めてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 敷地面積のところでは幾つか選択肢をとということがあったんですけども。やっぱりこの聾教育についても知的の子供たちと一緒に何かの行事も一つにということの方針で出されているものですから、一つの体育館の中で何かをやるにしても、聾の皆さんは直接対面をして、直接対面をしてみても、口を見て、手話も、静かな中でしか対話ができないという子供たちなんですよね。でも知的の皆さんも一緒に行事をしていくとか、何かの集まりをすると同時にやっていくということになったら、本当に双方にとって教育が成り立つのかということもですね、ちゃんと検討をしていただきたいと思うんです。特化して、この聾も、盲も単独校でなければできないというところがやっぱり保護者の皆さんや実際に教育を受けてきた皆さんの声でありますから、これもあわせて幾つもの設計図をこれから時間をかけてやっていくということではなくて、やっぱり方針として安全性、専門性ということを言われましたし、この子供たちが本当に豊かに成長できるかという立場で検討していただきたいと思いません。もし、敷地が広いからそこに併設ということでお考えがあれば、逆に新たに美咲養護学校や大平養護学校の過大校を分離していくという新たな展開をやるべきだと思いますので、そこも含めてしっかりと検討していただきたいと思うんですが。教育長は今月で終わりなんですけれども、皆さんしっかりと引き継いでいただきたいという気持ちがありまして、最後に答弁いただいて終わりたいと思います。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げましたが、県立沖縄盲学校についてこの特別支援教育という理念は私はおろしているわけではないんですよ。やはり、この障害を持った一人一人のニーズに見合った教育をしていくと、複数障害に対しても受け入れていくと、その中でお互いに障害を持った子供たちも助け合っていくと、そういう状況をつくり出したいという思いがあるわけですよ。しかし、県立沖縄盲学校については余りにも敷地が狭隘過ぎて、そして斜面になっていると、いろんなハンディがありましてそういう提示ができないと、案としてですね。しかしながら県立沖縄ろう学校については複数の案も提示して、本当は子供たちがお互いに支え合っていけるような、そういう体制もできれば特別支援教育の意に沿っていくんじゃないかなという思いもありますので、それについてはいろんな異論もあろうかもしれませんけど、ぜひ意見交換をこれからもさせていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 何よりも、保護者の皆さん、学校関係者、その皆さんの声をしっかり聞いてですね、それに沿った教育方針を出していただきたいと要望し

て終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 今関連いたしますので、37ページの陳情第65号。沖縄ろう学校の単独校についてお伺いします。教育長、沖縄県の旧来の特殊教育小学校、これは復帰後、何回かの編成整備計画が行われてきたのかと思うのですが、過去の実績で1期、2期を含めてどのような状況で整備がなされてきていますか。

○武内正幸教育企画監 これまで平成14年以前にも特殊小学校の編成整備計画をつくってございます。その中で泡瀬養護学校とかですね、それから高等養護学校等も設置いたしまして、ちょっと形態も発展的に持ってきております。それと、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校は御承知のように、私立から移行してきてますので、それを琉球政府が受け継いでそのままやってきた経緯もありますので、その中で再編検討という形も行っております。御承知のように、那覇市石嶺にありました盲学校、聾学校を琉球政府から引き継いだ後に北中城村のほうと、南風原町のほうに盲学校と聾学校が分かれたように、やはり石嶺の敷地内でかなり生徒数が多くなってきて非常に厳しい状況が出てきて分離せざるを得なかったと聞いております。整備の中で逐一、児童生徒に見合うような学校改築を重ねてきたと聞いております。平成14年以降のものにつきましては、やはり平成14年から平成18年までは特殊小学校ということでございましたが、御存じのように、平成19年4月に特別支援学校という制度に移行しましたので、平成19年以降はまた平成23年度までの間の整備を新たに変わまして、そういう法律の趣旨、特別支援教育に沿った線での編成整備という形で計画を変更してございます。

○仲田弘毅委員 午前中の西銘委員の質疑で、特別支援学校県内で何校あって、在籍している子供たちの数ということがありましたけれども、私の手元にはですね、1785名の子供たちがお世話になっているという資料なんですけど、多分午前中の資料は1800名を超えたと思うんです。

○武内正幸教育企画監 それにつきましては、1700名のは平成19年現在の資料だと思います。先ほどは平成20年のデータで報告されていると思います。

○仲田弘毅委員 ということは、平成19年度から平成20年度にかけてふえたという認識でよろしいでしょうか。

○武内正幸教育企画監 そのとおりでございます。

○仲田弘毅委員 先ほど、当局の答弁ではですね、盲学校、聾学校が若干微減で、知的障害に関する子供たちがふえているという報告がありましたが、このふえた子供たちの今現在の対応策はどうなっておりますか。

○武内正幸教育企画監 先ほど、盲、聾につきましては横ばいの状態、それから知的障害につきましては、高等部の生徒たちがふえてきて、養護学校には普通の学校の特別支援学級ですね、そこの児童生徒は高等部になりますと養護学校に上がってくると、急激な増加という形も見えます。少子化の中で若干の減少傾向はあるんですけども、やはり高等部はふえつつあるというのが課題でございます。

○仲田弘毅委員 その中で、今回陳情が出ております、県立沖縄ろう学校に関しては、昭和50年代の例の風疹児のころに大量の子供たちが、そういった病状を訴えられたと。今現在は70名から80名程度ということよろしいでしょうか。

○武内正幸教育企画監 平成19年では76名でございました。今、平成20年では81名とふえています。

○仲田弘毅委員 その昭和50年代、風疹児が大量に出たころの県立沖縄ろう学校の在籍は何名くらいでしたか。

○武内正幸教育企画監 昭和40年のころは風疹がかなり爆発的にふえまして、四、五百名いたと言われております。北城ろう学校ができましたのは昭和五十三、四年だったと思うんですが、その時は139名で設立されたと聞いております。

○仲田弘毅委員 これだけ大量に風疹児が出て190名で設立した県立沖縄ろう学校がですね、今現在70名から80名。先ほど教育長の答弁で県立沖縄盲学校に関しては敷地が狭隘であるという報告がありましたが、その県立沖縄ろう学校に関する敷地はどのような状況になっておりますか。

○武内正幸教育企画監 現在、施設課のあれで、3万5000平方メートルというのを聞いております。

○仲田弘毅委員 これは、県立沖縄ろう学校の単独校としては適当な敷地なのか、それとも大きいのか、小さいのか。

○武内正幸教育企画監 県内では特別支援学校は15校ほどございますが、その中では約3番目の大きさだと聞いております。

○仲田弘毅委員 その県立沖縄ろう学校に複数の障害を抱えた、知的障害の子供たちを併設してやろうというのが今現在の当局の考えだったんですね。その中でですね、よく各委員の皆さんから受ける質疑は、この専門性、例えば聴覚障害ですから、耳に障害を抱えた子供たちと知的障害の子供たちが同じ学舎で、施設の中で勉強するというときにその安全性が確保されるかされないかというのが一番大きなPTAのお父さん、お母さん方の関心事だと思うんですね。そのことに関して、その安全性を確保するためにはどういうふうな基本的な考え方がありますか。

○武内正幸教育企画監 今、図面を落とす等も提示しまして、進めていますけれども、障害種別に建物を完全に分けましょうと。また共用スペースにおいてはできる限りそういう問題が発生しないような検討を深めていきたいと思います。共用スペースの体育館等についてはサブグラウンド的な確保も検討したいと思います。そういうふうな配慮をしていきたいと。動線が交わらないような校舎配置を考えていきたいということも考えてございます。それで今現在複数案提示できると思いますので、客観的に、本当に安全性が確保できるかどうかというですね、その辺を提示しながら、皆さんが不安があればその不安を全部聞き入れていきたいと、そういうことで話し合いを続けさせていただける中でそういう不安の解消に努めていきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 先ほど、耳に障害を抱える子供に不適切な表現をいたしましたけれども、訂正をお願いいたします。仲村教育長、この保護者会の皆さん、学校の職員の皆さんに今から、学校の校舎の配置等、安全性を確保するためのいろんな施策を訴えていくということなんですが、この保護者会員の皆さんとですね、これまで何回くらい話し合いがもたれておりますか。

○仲村守和教育長 12月から8回程度話し合いをしてまいっております。

○仲田弘毅委員 実はですね、私たち文教厚生委員会は赤嶺委員長を中心として、教育委員会ではありませんが、所管の施設を昨年からずっと現場視察をさせていただいている。で、その中で県立沖縄盲学校は視察が終わったんですが、狭隘であるということもよくわかりますけれど。この県立沖縄ろう学校はまだ行ってないんですよ。そして現場の意見もまだ聞いていない。ですから、どうしても我々は現場の意見も聞いてですね、話し合いの中でしっかりとよいものをつくってもらいたいというのが、僕自身の基本的な考えがあるわけです。ですから、そういった意味合いにおいて、当局も保護者会員を説得して、コンセンサスを得て、新しいーこれは平成19年の4月1日から、学校教育法の改正に基づいた新しい複数障害の子供たちのための学校でありますから、ぜひ頑張っていたいただきたいなと思うんです。

もう一点、県立沖縄盲学校についてなんですが、これは一般質問でも取り上げて、教育長からも答弁をいただきました。やはり、視覚障害を持った方々と普通の障害者という、言い方はよくないかもしれませんが、やはり目の見えない、目が不自由な方々と、知的障害の体は健康で動きも速い、こういった子供たちと一緒にの学舎をともしにするということに対するこの危険性に対して、私たちの委員会ほぼこういうふうな考え方なんです。ですから、教育長も安全性、専門性を確保するためには、従来の意見の考え方も見直していくという答弁がありましたけれども、教育長、最後の仕事として、決断をすべきときじゃないかと思うんですが、やはり県立沖縄盲学校は単独でいくと、視覚障害特別支援学校としてやっていくと、この決断のときだと思いますが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 ちょっと考えさせてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 やっぱり、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の話で今、盲と聾、私たちまだ見ていないということもありましたので、県立沖縄盲学校のお話、ちょっとしたいと思うんですが、やっぱりさまざまな観点から教育長の敷地的な、面積的な問題とか、それから障害の問題であるとか、いろんなことで勘案されて少し進展したという御回答だったのかなと、私はちょっとニュー

ンス的には感じてるんですけどもね。やはり何度も皆さんが話し合いに行かれてもですね、大前提がですね、計画を大前提にするとなかなか一方的な話し合いでかみ合っていないんじゃないかと思うんですね。例えば皆さんの思いをどうやって受けとめるかだったら、話し合いという名にふさわしくなると思うんですけど、今の場合は皆さんが一方的に話されて困ったなとというのが親御さんの状況ではないかなと思うんですね。それについてはどうですか。何回開いてもその域を超えないんじゃないかと私は推測しているんです。

○武内正幸教育企画監 西銘委員の一般質問のときにも、教育長が答えられたかと思うんですが、計画ありきじゃないという表現をされたと思うんですね。ですから、図面に落としはしてみたんですけども、その図面を見ながらですね、非常にこれでは安全性を確保できないんじゃないのという意見を素直に聞きたいというのがあるわけですね。この辺であれば動線もぶつかるんじゃないですか。そういう保護者を初め教員のもので、素直な意見をすべて受け取って、我々も検討せずに、はい断念しますというわけにはいきませんので、やはりいろんな意見を聞いて、その中で安全性は担保できるのか、確保できるのかとそういう視点でもって検討の上ですね、やはり先ほどありましたけれども、差し戻しと言え、もう一度検討し直す必要があるんじゃないかとか、根底からの見直しも出てくる可能性があると思うんですね。差し戻しいかんによって検討が変わってきますけど、そういう意味で計画ありきという形で、我々は進めているつもりはないと。きちんと意見を聞きたいと。ですから、入り口論で話が終わってしまったら、何が不安なのか、何が心配なのか、何が安全でないのかとかですね、課題を検討せずには断念できないでしょうと。そういう意味で、いろいろ意見を聞きながら検討させていただきたいというところをお願いしているところがございます。

○比嘉京子委員 では私は率直な、平面図を見てどこら辺が危険で、どこら辺が安全かと言われると、なかなか見方がわからないかなと。もう少し立体的な提示の仕方といいますか、そこら辺の工夫も必要なのかなと自分なりに動いて動線をイメージできるかどうかですね。先ほどいただいて見ていたんですけども、もう少し工夫が必要かなというのをひとつ御提案しておきたいと思えます。でやっぱり今のお話のように、先ほどからあるので聞きませんが、やっぱり客観的に見て安全性が確保できない、客観的に見てその人たちの育ちが担保できないということがあれば、やっぱり単独としても支援校としても方向性としては見えてくるという理解でよろしいでしょうか。

○武内正幸教育企画監 大変御意見ありがとうございます。やはりそういう御心配ごとはきちんと払拭しないといけないことですので、十分意見を聞きながら、本当に子供たちのためになるのかどうかもですね、検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○比嘉京子委員 じゃ、聾に関しては別個の観点ということもあるようですので、今回私たちもまだ現場を見ていないので、イメージがわかりませんので、今回は質疑をするのを控えさせていただきます。

次にですね、こんなにいっぱいですね、八重山図書館分館問題が残されていますので、その点につきましてお聞きしたいと思います。平成20年陳情第50号、同第59号、同第66号、同第67号、同第82号、同第90号、同第93号、同第105号、同第107号及び同第110号の10本の八重山分館問題がここの中に残っております。それについて今、現時点ではどういう状況に置かれているのかですね、まずそこから伺いたいと思えます。

○仲村守和教育長 我々の八重山分館に関する、行財政改革プランにおいては本年の3月31日をもって閉館という案でございましたけれども、これについては住民とのコンセンサスを終えた上で、対応を考えていくということでございますので、去年で話し合いをしてまいっていますので、引き続いて話し合いをやっているところでございます。そして問題があったのが、その34年老朽化した分館、建物、その安全性について予算措置をしてございます。次年度予算で耐力度調査を実施いたします。そういう中で判断をしてまいりたいという状況でございます。

○比嘉京子委員 耐力度調査をしながらも、一応図書館としての開設は続けていく状態でやっていくということで、理解してよいですか。

○仲村守和教育長 耐力度調査というのは、その会館で使用しながらできますので、あるいはまたひょっとして何日間か閉めるという状況も出るかもしれませんが。基本的には継続をして、開館をしている中での調査に入ると思えます。

○比嘉京子委員 じゃあ、開館しながらなので、新年度の予算はというのはどうなっているんですか。

○玉栄直生涯学習振興課長 平成21年度につきましては、まだ案の段階ですので、ちょっと今申し上げられませんが、平成20年度と大体同じと考えてよろしいと思いますので。平成20年度の例で申し上げますと、図書館の管理運営費が約550万円でございます。それから、耐力度調査に係る経費ですけれども、約147万円となっております。人件費も含めた総額、これも概算でございますが、大体2200万円程度となっております。以上でございます。

○比嘉京子委員 多少ですね、雨漏りとか、あとクーラーでしたか、そういうこともあって、維持をするには環境的に厳しいかなという、雨漏りが窓から入ってきている状態があったんですが、多少のそういう出費は考えているということではよろしいでしょうか。

○玉栄直生涯学習振興課長 はい、実はですね、先ほど申し上げましたように、平成21年度につきましてはまだ予算になっておりませんので、平成20年度の例で申し上げますと、先ほども教育長からの答弁もございましたけれども、老朽化が大分進んでいるものですから、雨漏りですとか、コンクリートの剥離等が実際ございまして、皆様もごらんになった以上にですね、コンクリートの腐食による剥離等があるものですから、平成20年度もコンクリートの剥離の修理を行いました。それはその都度、その都度、剥離があるたびに修理を行っております。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員が管理運営予算について再答弁を求める。)

○赤嶺昇委員長 再会いたします。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 八重山図書館分館につきましても、管理運営に要する予算等については前年度同様にしっかり対応していくということで御理解ください。

○比嘉京子委員 私はどうしてもここだけはお聞きしたいんですが、皆さんのこの陳情処理概要方針にですね、石垣市に立派な図書館があるということは、石垣市民は石垣市の図書館でいいんですが、今、県立の八重山分館というのは、御承知のとおり離島を含めた対応をどうするかというところにあるわけなんですね。そこら辺の見通しがつくということが大前提に、老朽化も確かに心配なので、そのまま何でもいけるかどうかわかりませんが、今後のあり方として地域住民の理解が得られるということが、この間の経験からいっても、答えがあって、そこを飲み込んでくれという話し合いではできないだろうと思うんですね。そういう意味でどうにかして存続していくのか、方向性があるのかなのかですね、そういうふうな知恵をかりる話し合いをですね、ぜひやってほしいと思うんですね。ことし1年は何とかなるかもわかりませんが、耐力度調査をして何年間もつだらうというような見通しがつけばですね、その何年間の間に今後どうしてカバーしていくのかという話し合いを一建設的な話し合いをですね、ぜひやっていくということがですね、前提にないと、やっぱり地域住民のコンセンサスを得られないと思いますので、仲村教育長におかれましては、本当に大きな置き土産になられたのかなと、私からすると、大変ありがたい、よい御判断だったのではないかなと思います。そういうこともあって、やっぱり地元の理解を得るというよりも、地元とどうあるべきかを話し合っていくというようなことと、石垣市の図書館ということの方針はやはり入れるべきではないということを私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 文部科学省のですね、通知でもございますように、この図書館については、県は県が責任を持つと、市町村においては市町村で責任を持ってその市町村立図書館をつくるというのが通知なんですよ。そういうことで、我々としては、八重山地区においては、石垣市は石垣市立の図書館がありますよと。そして、今現在、沖縄県で図書館がない町村が19町村ございますので、その19の町村については、本会議でも提言ございましたけれども、今学校の図書室、図書館を利用して地域住民に解放していくということを、今方向をとって、実際にもやっております。そういう状況もありますので、当面、町村が、ぜひ何らかの形で図書室でも、そういう住民サービスができるような図書館サービスをやっていただきたいですけれども。今竹富町、与那国町においてもそういう形で進めております。今新しく八重山分館を建てかえるということ、行財政改革の中で不可能でございます、はっきり申し上げましてですね。それで、どうするかということの、ぜひ比嘉委員も何かないのかという御質疑だと思いますので、そういうことについては、4万冊余りも資料がございますので、

それをどうするかということがございますので、これはやはり地域の皆さんとしっかりひざを交えて、本音で話し合っていくという状況をつくらなければいけないんじゃないかなと思っております。

○比嘉京子委員 やっぱり、まとめて、例えばリストから見てということではなくて、やっぱり図書館は身近なところにあるところが一番大事だろうと思いますので、もちろん学校等における図書室を民間に開放している、地域住民に開放して、充実させていくという、前に上里議員からの提案もありまして、なかなかいい提案だと思うんですね。そういうふうな方向性で渡していけるところまでですね、そこら辺に促していく、またはそういうふうに地域に果していったその図書をですね、利用してもらおうというような方向性をもってですね、そういう話し合いがあって閉館というならいいんだらうと思うんですけども、やっぱりそういう見通しもないし、実際にそういう行為もなっていないところで、そういうような拙速な閉館論というのではなくて、今後はこうあってほしい、こうあるためにこう手伝うというようなことが、やっぱり何らか、代替案が示されていく中で進められていくことを次の教育長にも切にお願い申しあげまして終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 済みません。1点だけ確認させてください。午前中の質疑の中でも多く質疑をさせていただいたので、養護学校、盲学校、聾学校の件です。もう今まで、計画ありきではないと。むしろ安全性については教育長自身が懸念をされているということで、あえて差し戻すことまでおっしゃった答弁でしたので、そのとおりと受け取ってはいるんですけども、1つだけですね、聞き漏らしたので教えていただきたいんです。今編成整備計画－現行の計画の中で特に先ほどの話でも過密な知的障害の児童の増加傾向を受けての過密な部分の解消というのが課題のように聞かれました。そういった中で、那覇市においては知的障害者の養護学校がありませんよね。整備計画の中でも皆さんの計画によるとそれは不都合、学校に分校等を設置するというような教室の利用の仕方もあるんじゃないかというような方策も示されていますが、これについては、これまでどのような検討をされてきたのかお尋ねします。

○仲村守和教育長 小・中高等学校の分校、あるいは分教室の設置の検討とい

う提言も受けておりますので、私はある那覇市の高等学校に行ってみりました。実際高等学校に分校が設置できるのかですね。例えば高等学校において福祉学科のコースがある学校にそういう知的障害の子供たちの高等部とか、これがもし併設ができれば、非常に双方でいい環境ができるんじゃないかなという思いがあって、今名前は申し上げられないんですけども、そういうような形で実際に那覇市の空き教室等に分教室ができるのかどうか、それは検討していますけれども、かなりまた市町村の教育委員会の話し合いとかハードルが高いですので、これについては今後検討はしていきますけれども、いろいろな形で、もしできるのであれば、県立のほうが早くできるんじゃないかなと思っていますので、そういう面でも今後検討してまいりたいと思います。

○仲村未央委員 ぜひ今のお話ですね、本当に障害のある子とない子との交流を通じてですね、ノーマライゼーションを図っていくような方針は、もちろん文部科学省も進めていますけれども、先ほど教育長のお言葉の中にもありました、その過密な状況を解消をするという策が、やはり障害特別支援学校同士だけの併設という視点ではなくて、やっぱりまずは、障害のある子とない子との交流ということがまず私はあってしかるべきだろうということも含めてありますので、今の御答弁を受けて、検討されているということを知りましたので、またこの方向も鋭意に、今後も引き続き御検討をお願いしたいと思います。以上です。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 1 ページのですね、陳情第35号並びに第40号、第120号に関連してその30人学級なんですけど、陳情処理方針が平成21年度からは小学2年生まで拡大するとあります。確認したいのは小学校1年生の、既に30人学級だと、すべての学校で実施されています。そして、今年度は予定として、どの程度予定されているのか御説明お願いできますか。

○仲村守和教育長 平成20年度ですね、今年度ですけれども、小学校1年生で30人学級導入といたしましたけれども。全280校で76.1%、213校です。そして学級数にしますと、636学級ございまして、73.4%の467学級を、今1学年で30人学級を実施しております。平成21年度におきましては、この現在の1年生が2年生に進級しますので、そのときは275校中83.6%の230校、そして学級数で

644学級中83.7%の539学級で、現在の1年生が2年生に上がったときに実施されます。新1年生におきましては、275校中、84.0%の231校です。ことしは76.1%ですので、84.1%の231校になります。そして学級数で639学級で、87.3%で558学級ということで、かなりことしよりも来年は改善される見込みでございます。

○佐喜真淳委員 結構数字出たんでね、ちょっと覚えづらいんで。今後の取り組みとしては当面小学校低学年で実施していくという陳情処理方針であるんですけども、その具体的な計画というか、年次ごとの計画というのにも既にでき上がっているんですか。

○仲村守和教育長 ことしとですね、次年度において、1年生、2年生で導入していくという我々、方針は計画をしてやってまいりました。そして、今後につきましては、3年生以上につきましては、1年生、2年生の今の30人学級の教育効果あるいは全国的な状況も見ながら判断をしていくということで30人学級制度設計検討委員会の中で検討してまいりますが、我々としては少人数学級、少人数指導というのをを使って、やっていこうという方針を持っていますので、今後30人学級につきましては、これから引き続き検討してまいりたいと思っております。

○佐喜真淳委員 私が確認したいのは、いいことですから、早目に1学年、2学年、全学校を対象に実地してほしいんですけども。大体目安としていつごろまでにはできるという具体的な年次の計画というか、最終年度というのはあるんですか。まだそこまではないということでもいいんですか。

○仲村守和教育長 僕も最後ですので、申しあげますが、私は、1年生、2年生やって全国で13県30学級やっております。全学年というのが1県、鳥取県だったと思います。で私は、1年生、2年生をやった後は、3年生から6年生までなくて、中学1年生に飛んでいただきたいんですよ。中1ギャップとよく御存じのように言われておまして、中学1年生のほうは小学校から中学校になって一番困っているのが中学1年生なんです。ぜひこれは、与野党とも御理解をいただいて、ぜひ中学校1年生のほうに飛んでいただきたいと。飛んでなくなったらだめなんですけれども。飛んでぜひ中学校1年生で実施をしていきたいという私の思いでございます。済みませんでした。

○佐喜真淳委員 我々に陳情を出されたような感じです。いずれにしても、よいことはよいで、ただ私の質疑はいつごろになったら実施できるかだったんです。大体の目安でもよいんですけども、平成20年度、平成21年度の実績だけでも、やっぱり20数%は実施できてないわけなんですよね。その部分はいつごろまでにやるような計画があるかと聞いてたんですけど。

○仲村守和教育長 施設面の状況と、そしてまた下限25人と今設定していますので、それと実際に30人以下になっているという状況もありまして、すぐに100%というわけにはいかないと思うんですけど。特に施設面においては、すぐに教室がつかれるわけではありませんので、これについては国庫の予算を使って教室ができるようにということで、市町村の教育委員会に相談に乗って進めていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 最後の答弁ということで、中学1年生まで飛んで行ってほしいという話でございましたけれども。今言った施設の件なんですけれども、やはり施設をしっかりと30人学級に対応できるように教室改築というんですか、改善しないといけないと思うんですけれども。できることとできないことがあると思うんですよね。施設面で今、例えばマンモス校とか、やっぱり、どうしてもやりたくても、できない学校がたまにあると思うんですよ。だからこそ、市町村教育委員会と連携をとって実施していきたい、検討していきたいということなんですけれども。わかる範囲でよいんですけれども、今現在やりたくてもやれない施設というのは実際何校かあると思うんですけれども、何校くらいあるか、わかりますかね。

○山中久司義務教育課長 まず、平成21年度の見込み、これはあくまでも現時点での学校の児童数を見込んでの見込みでございますけれども、施設面で未実施になると考えております学校が1年生で7校、2年生で10校と考えております。

○佐喜真淳委員 要するに今言った1年生7校、2年生10校というのはやりたくても施設の改善なくしてはできないという皆さんも、窮屈というかマンモス校的なことで、教室がないということではないんですかね。

○山中久司義務教育課長 はい。未実施、今説明で未実施の学校はすべてマンモス校というか、大規模校で教室がない、よい教室というんですか、実施のた

めの教室がない学校と考えていただいていたと思います。

○佐喜真淳委員 当然市町村の教育委員会と連携をとるということは大切なことなんですけれども。特徴としてね、例えば都市部で多いのか、あるいは僻地、離島で多いのか、具体的な市町村名まで出せますか。

○山中久司義務教育課長 はい。市町村名までということでございますが、今当該市町村と調整中ですので、少し市町村名までは御勘弁願いたいなと思っておりますが、先ほどお話があったように離島、僻地の小規模校の多いところではございませんで、沖縄本島中南部地域の大規模校が集中している場所とお考えいただいても結構です。

○佐喜真淳委員 どうぞしっかりと市町村と連携をとってですね、非常に難しい問題があると思うんです。施設ですから、人員だけ配置することではなくて、やっぱり施設の改築、あるいはは改善、あれはやらなければいけないということからすると、なかなか予算も伴うし、あるいはまた敷地の問題も出てきますからね。連携をとってやっていただきたいです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に移りますが、9ページのこれは質疑してよいのかわからないんですけれどもね、ちょっとどうも気になるものですから確認だけをさせていただきたいです。戦争のできる国民づくりに反対する陳情、憲法違反の改悪教育基本法に基づくという戦争のできる国民づくりに反対することという陳情なんですけれども。びっくりしたのは教職員のOBの会、確認したいのはですね、先生の方々もいらっしゃるんですけれど、先ほどの教育基本法初め教育三法の改悪という話があったんですけれど、だから改正になったと私は理解しているんですね。これは教育の格差がないことは非常に大切なことなんですけれども、この件につきましてね、教育長あるいは教育委員会の内部で、どういうふうな考えなのか、所見でもよろしいですけれども、お伺い願いますか。

○仲村守和教育長 午前も西銘委員にお答えしたんですが、教育基本法の改正で、この理念というのはそのまま引き継いでいると理解をしております、そのこれまでの普遍的な理念は何かといいますと、個人の尊厳ですね、人格の感性、そして平和で民主的な国家及び社会の形成者をつくっていくというのが理念ですので、教育基本法というのは平和で民主的な国家、そして平和を愛する人間、社会人をつくっていくという理念ですので、それからしますとこういう

教育基本法によって戦争する国民をつくっていくということに当たらないと思っております。私としては、教育基本法ですね、その辺についてここで、この基本法によってそういう平和でなくて、戦争していく人づくりにつながっていくとは理解してございません。

○佐喜真淳委員 改約教育基本法とね、言ってるし、それがまた教職員のOBの方々からの陳情であるし、当然教育委員会とまた教職員の現場サイドの中での、考え方の違いがあるのかなという思いで今確認したんですけれども。例えば教育指導要領の中で、式典とかそういうものに関しては国旗の掲揚、国家を歌うという指導をなさいということがあったんでんですね。ことし4月からたしかまた学習指導要領が変わってくると思うんですけれども、これはどうなっているんですか。

○仲村守和教育長 新しい学習指導要領でも、その国旗、国歌に関してはそのまま引き継がれております。

○佐喜真淳委員 私はね、やっぱり先ほど来、法律的なことも含めていろいろ議論されているんですけれども、一番大切なのは子供たちがどういう現場でどういう教育をするかということが大切であるし、やっぱり国際的な国家、国民の教育を担う子供たちからすると、国際人としてふさわしい教育をしてほしいんですよ。そのための民主的に言えば、やっぱり法律のもとでやるというのが大切なことだし、現場としては、やっぱりこういうのはしっかりとですね、チェックしながらやっていただきたいのが私の要望なんです。陳情処理方針の中では、国の教育改革の動向や社会の変化並びに県民の教育ニーズや一県民の教育ニーズはちょっとわかりませんが、いや、本県の教育課題に適切に対応した教育行政の運営を行ってまいります。ぼかしてるのか、まとめているのか、ちょっとよくわからないんですけれども、これ以上私は確認はしませんけれども、どうぞしっかりとね、やっぱり理念、方針をね、持っていただいて、教育委員会がしっかりとそれを教育現場に浸透していただきながらしっかりとした教育をやっていただきたいと思います。

以上です。

○仲村守和教育長 ほかに質疑はありませんか。

武内教育企画監から答弁の訂正の申し出がありますので、それを認めます。

○武内正幸教育企画監 先ほど比嘉委員への答弁の中で、教育長が差し戻しがあった場合に断念もあり得るという言葉を使ったんですが、非常に不適切な発言と見ています。それで、見直しもあり得るという答弁でございますので、訂正しておわびしたいと思えます。済みません。断念もあり得るではなくして、見直しもあり得ると訂正させていただきたいということです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、副委員長と交代。)

○西銘純恵副委員長 再会いたします。

委員長の指名により副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますのでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 34ページですね、陳情第56号。仲田委員からも午前中もずっと議論されてきて、県立沖縄盲学校についてですね、県立沖縄ろう学校の陳情も出てはいるんですけども。前期のメンバーで全会一致で単独校ということで採択もしました。その陳情の処理方針の中で真摯に受けとめておりますという方針が載っているんですけども、この全会一致という前回の委員会で、議会でも採択しているなかで、これ県立沖縄ろう学校のものについての同じように明記されているんですけども、これはやっぱり教育委員会として改めて、どのように受けとめているのか、まず教育長に確認したいと思えます。

○仲村守和教育長 委員会で採択をされたということは非常に真摯に受けとめておりまして、それ以降も図面を提示しながら意見交換を行ってまいりました。我々としては、その平成19年の特別支援教育について、この理念はずっと堅持をしてございます。やはり特別支援教育で、児童一人一人のニーズに応じた教育をやっていききたいというのが我々のスタンスでございますので。それについて、実際に委員の皆様方も県立沖縄盲学校をごらんいただいたということで、非常に狭隘な敷地であるという状況の中で、本当に我々としても複数の図面を提示できればよかったんですが、その図面は専門家がつくってみても1つしかできなかつた。それも4階建てになってしまった。複数の障害者を入れたときには4階建て。それで、我々は客観的に見て安全性が確保できるかとい

うことで、先ほど上原委員にも差し戻しをしますと答えをして、仲田委員には考えさせてくださいということで今考えているところでございます。本当に委員の皆様方からそういう強い思いを受けているところでございますので、そういうことで我々としては意見交換を今後とも行っていきたいということで、差し戻しということから踏み込んでほしいということなんでしょうかね。

○赤嶺昇委員 実はですね、これ、代表質問でも一般質問でも出ていて、答弁では今月末という話もあって、ただ盲学校については、先ほど仲田委員にも答弁をして、それから上原委員、ほかの委員の皆さんにも、私たちが直接学校に行って、教育長が答弁しているとおりに、狭隘なんですよね。専門性については、もちろん大事なんですけれども、一番大事なのは安全性だと思うんです。あちらの4階建ての図面という形でしかつけれないということを考えてときに、私は物理的にですよ、いわゆる県立沖縄盲学校が、今併設として今教育長も大分も答弁をしている中でほぼ厳しいという答弁をされているという認識を持っているんです。きょう午前中から、もう厳しいだろうと。ですからそこは、その点も我々も県立沖縄盲学校も行ってきましたので、県立沖縄盲学校も見て、直接現場も見て、先生方の意見も聞いて、専門性と安全性、まずはじゃ専門性を少し置いたとしてこの安全性、この安全性をとらえたときに、もうそろそろ出す時期じゃないかという意見も大分出ておりますし、教育長としても、それ以上の望みを出せないということを行っている以上は、私としてはもうここは教育長として、もう別の案として出せるのであれば結構なんですけど、これは教育長として決断する時期じゃないのかなと思いますけれど、いかがですか。

○仲村守和教育長 はい、わかりました。同級生の仲田委員からも決意をと促されておりました、1時間半考えてまいりました。委員の皆様方の総意として受けとめてよろしいですか。

○赤嶺昇委員 これは質疑はできないと思いますけれども、我々はそうなっても各委員をみんな回っている中で、きょう、全会一致で出していますので、これ教育長として、今のそういうきょうの議論を踏まえて、それから学校の保護者の皆さん、県立沖縄ろう学校としっかりと議論をして、今後の方向性を含めて、これ県立沖縄ろう学校のほうもあるんですけれども、これ教育長としてしっかり踏まえた上でということで、再度もう一度答弁いただききたいと思いません。

○仲村守和教育長 わかりました。決断を申し上げたいと思います。先ほど、上原委員への答弁では、この教育施策推進委員会のほうに差し戻していくというお答えをいたしました。今、赤嶺委員のお話、また比嘉委員、仲田委員のお話でも、この状況で差し戻してもそういう案がないんじゃないかと、やはり安全性の面で懸念が残るんじゃないかということでございますので、ここで私としては表明という形にさせていただきませんが、県立沖縄盲学校につきましては単独校として継続をしていきたいと。しかしながら、私は先ほど申し上げましたように特別支援教育の理念というのは掲げてございますので、この県立沖縄盲学校については狭隘な施設の中で、敷地の中で、複数案も提示できないということで、安全性の確保ということで、私は単独校の方向性を出したわけでございますので、今後県立沖縄ろう学校につきましては、やはり委員の皆様方もぜひ視察をしていただいて、そして我々も複数案等を提示しながら、今後継続して意見交換をさせていただきたいということの御要望を申し上げまして、決意にかえさせていただきます。

○赤嶺昇委員 ありがとうございます。県立沖縄ろう学校について、保護者の皆さん、教員の皆さんと一応教育委員会の方針は、非常に丁寧に図面も出しながらいろんな方向で考えるということを出して、ただその保護者の皆さんの意見を尊重するという姿勢を出しておりますので、こういう状況でうまくいい形でまとまるように、またやっていただければということをお願いして終わりたいと思います。

○西銘純恵副委員長 それでは、委員長と交代いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、委員長と交代。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。
以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっています。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決の順序及び方法について協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより議案の採決を行います。

まず初めに乙第22号議案沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより乙第22号議案沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しないものはこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第24号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しないものはこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第12号議案及び乙第23号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第23号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第33号議案及び乙第38号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案2件を可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案及び乙第38号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前にその取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

請願及び陳情等については、休憩中に御協議いたしましたとおり議案等採決区分表により、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、開会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件と陳情71件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る県立病院のあり方に関する決議について、議員提出議案として決議を提出するかどうかについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、決議の提出等について協議を行った結果、決議を提出すること、内容及び提出方法は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議員提出議案としての県立病院のあり方に関する決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務調査事項環境保全に係る沿岸域における漂流漂着ゴミ対策に関する意見書について、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて、御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議を行った結果、意見書を提出すること、内容及び提出方法は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議員提出議案としての沿岸域における漂流、漂着ゴミ対策に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について事務局より説明。その後協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長	赤嶺	昇
副委員長	西銘	純恵